

大学評価シンポジウム報告書

(大阪会場)

公益財団法人 大学基準協会

2015（平成 27）年 9 月 16 日

目次

大学評価シンポジウム プログラム (大阪会場) 1
登壇者略歴 3
1. 開会挨拶 5
2. 基調講演 「大学における内部質保証」 7
基調講演資料	
3. 説明 「『内部質保証ハンドブック』の内容について」(大阪・東京共通)25
説明資料	
4. パネルディスカッション61
資料 「内部質保証」の位置づけと素の意義	
資料 内部質保証の取組に関するアンケート調査の概要	
資料 大学職員に対する提言～「内部質保証」をどう捉え、どう取り組むか～	
5. 閉会挨拶107

平成 27 年度大学評価シンポジウム

プログラム《大阪会場》

■ 日時：平成 27 年 9 月 16 日（水）13:00～16:00（受付：12:30～）

■ 場所：大阪ガーデンパレス（2階「桜の間」定員：150名）

（敬称略）

13:00－13:10	◆開会挨拶：村田 治（関西学院大学学長、大学基準協会理事）
13:10－13:50	◆基調講演：「大学における内部質保証の現状について（仮）」 村田 晃嗣（同志社大学学長、大学基準協会常務理事）
13:50－14:30	◆説 明：『内部質保証ハンドブック』の内容について 原 和世（大学基準協会大学評価・研究部審査・評価系主幹）
14:30－14:45	～ 休 憩 ～
14:45－15:55	◆パネルディスカッション：「今、内部質保証を考える」 ○パネリスト：大森不二雄（首都大学東京 教授） 高田 英一（九州大学 准教授） 早田 幸政（中央大学 教授） ○モデレーター：工藤 潤（大学基準協会事務局長）
15:55－16:00	◆閉会挨拶：鬼頭 宏（静岡県立大学学長、大学基準協会評議員）

以上



平成 27 年度 大学評価シンポジウム

《大阪会場》

登壇者略歴

< 基調講演 >

村田 晃嗣

同志社大学学長、法学部教授、博士（政治学）

研究分野は、アメリカ外交、安全保障政策論。

1987 年 3 月同志社大学法学部政治学科卒業、1989 年 3 月神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了、1995 年 9 月同博士課程後期課程単位修得退学、米国ジョージ・ワシントン大学大学院博士課程（政治学）留学、1998 年 2 月博士（政治学）の学位を神戸大学より受領。

広島大学を経て、2000 年 10 月より同志社大学。2011 年 4 月同志社大学法学部長・法学研究科長、2013 年 4 月より現職。

2015 年 7 月より大学基準協会常務理事。

< パネリスト > （五十音順）

大森 不二雄

首都大学東京大学教育センター教授 Ph.D.（ロンドン大学 教育研究所）

研究分野は、高等教育、教育政策、教育社会学。

1982 年京都大学文学部哲学科社会学専攻卒業。2008 年ロンドン大学教育研究所 Ph.D.。

1983 年文部省。岐阜県教育委員会管理部長、在英国大使館一等書記官、在米国大使館参事官を含め、教育行政に従事。2002 年文部科学省高等教育局視学官（WTO 貿易交渉等を担当）。2003 年 7 月熊本大学大学教育機能開発総合研究センター教授（2004 年 4 月学長特別補佐）。2010 年 10 月より首都大学東京大学教育センター教授、現在に至る。

熊本大学大学院社会文化科学研究科客員教授。大阪府教育委員会委員長。

評価関連の著書として『混迷する評価の時代—教育評価を根底から問う』（東信堂、2010、共編著）など、論文として「教学マネジメントをめぐる日・英の政策動向—『経営』は

『質保証』をもたらすか—』『高等教育研究』第17集（2014年、9-30頁）など。

高田 英一

九州大学大学評価情報室准教授 博士（学術）

専門分野は、大学評価、IR、大学経営

1999年3月京都大学大学院法学研究科修士課程修了

1992年文部省（当時）、初等中等教育局、高等教育局等を経て、2005年名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授、2007年九州大学大学評価情報室准教授、現在に至る。

高等教育質保証学会評議員、日本教育情報学会評議員、大学情報・機関調査研究集会MJIR研究集会運営幹事等。

評価・IR関係の論文として、高田他（2013）「国立大学法人におけるIRの機能・データベース・組織のあり方について—IR担当理事に対するアンケート調査結果を中心に—」『大学評価研究』14号、高田他（2014）「国立大学の職員における運営能力の現状と課題—中期計画の進捗管理の業務を中心に—」『大学教育学会誌』36巻2号 等。

早田 幸政

中央大学理工学部教授（教職課程委員長、公共政策研究科教授も兼務）

1977年中央大学法学部法律学科卒業、1980年同大学院法学研究科（博士前期課程）修了。

地方自治総合研究所常任研究員を経て、1985年、大学基準協会に入局。2001年より大学評価・研究部長。2003年より金沢大学大学教育開発・支援センター教授。2008年より大阪大学大学教育実践センター教授。2012年より同大学評価・情報分析室教授。2014年より現職。

その間、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会（設置計画履行状況等調査研究委員会）委員、中央教育審議会大学分科会（認証評価機関審査委員会）専門委員のほか、文部科学省内の各種委員会等の委員を歴任。

他に、大学基準協会、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会の大学評価関連の委員会の委員等を歴任。

主著に、編著『大学の質保証とは何か』（2015年 エイデル研究所）、単著『道徳教育の理論と指導法』（2014年 エイデル研究所）、単著『[入門]法と憲法』（2014年 ミネルヴァ書房）、単著『アメリカ公共政策大学院の認証評価システムと評価基準』（2008年 公人の友社）などがある。

以上

【開会挨拶】

村田 治

大学基準協会理事
関西学院大学学長

司会 本日はご多忙の中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただ今より、公益財団法人大学基準協会「大学評価シンポジウム」を開催いたします。

初めに、このたびのシンポジウムの開催に際し、大学基準協会を代表いたしまして、本協会理事、村田治関西学院大学学長よりご挨拶を申し上げます。

村田 本日は、お忙しい中、大学評価シンポジウムにお越しくださり、ありがとうございます。主催者を代表して、一言ご挨拶させていただきます。

本日のシンポジウムは、2018年から第3サイクルに入る認証評価制度を視野に、本年7月に刊行されました『内部質保証ハンドブック』の内容の公表と周知を図るため、内部質保証をテーマに開催するものです。

まず、内部質保証とは何かですが、今年の4月に基準協会から刊行された『大学評価ハンドブック』によりますと、内部質保証は、「PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを、大学自らの責任で説明・証明していく、学内の恒常的・継続的プロセス」と定義されております。

それでは、今なぜ内部質保証が問われるのでしょうか。

2004年の認証評価制度の導入以来、その後の学士課程答申による3つのポリシーの導入、さらに、昨年のスーパーグローバル大学創生支援事業、あるいは、今年の高次接続改革実行プラン等に至るまで、一連の大学改革の背景には、グローバル化、知識基盤社会の到来、ユニバーサル化、あるいは、少子化などが挙げられます。

特に、グローバル化と知識基盤社会の到来に伴いまして、我が国の大学教育の国際的通用性、いわば、国際的に通用する教育の質の保証が求められております。言ってみれば、大学教育の質的転換が求められているという意味で、戦後の新制大学制度への転換に次いで、我が国の大学制度が経験する、2度目の大転換に時期にあるといっても過言ではないと思います。

大学教育の目的がマス段階での知識、技能の伝達から、ユニバーサル段階での新しい、広い経験への提供というふうに変わりつつある中、その中身として、OECD等による、「キー・コンピテンシー」のような、資質、能力が重要となっており、高次接続答申で、これが改めて捉え直されました。つまり、確かな学力、知識、技能を生かして、自ら課題を発見し、その解決に向けて探求

し、成果等を表現するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力、あるいは、主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度の育成が、求められるようになってきていると考えられます。

そのことが、高大接続プランにおける全ての教育段階、初等から高等教育に至るまで、アクティブラーニングの推奨へとつながっているかと考えられます。

このようなコンピテンシーレベルでの能力、資質が重要視されるようになりますと、いわゆる、学生に何を教えたかではなく、学生が何を身に付け、何ができるようになったかということが問われてきます。まさに、内部質保証として、教職員の人的資源や設備等のインプット、あるいは、カリキュラム作成や、学生の授業評価等のプロセスだけではなく、学習成果、ラーニングアウトカムが求められるようになります。

問題は、このラーニングアウトカムの評価をどうするかということが求められるようになっていくことです。つまり、何をもちいて学習成果の指標とするのかということが、今、求められています。その測定方法が課題となってきた、そのような能力、資質をはかる手法といたしましては、学習履歴データ、あるいは、それに基づいた学習ポートフォリオ、IRの導入、学生アンケートなどが有効となると考えられております。この点については、筑波大学の金子元久先生、または、当協会の2012年の大学評価シンポジウムで指摘しておりますように、大学教育のアウトカムの一つの指標として、就職実績や就職先での卒業生の評価を掲げることが可能です。このことは、「ボローニャ・プロセス」における「チューニングプロジェクト」の関心事

が、いわゆるエンプロイアビリティであったということを考えると、当然のことと言えるかもしれません。

また、これらアウトカムの重視は、第3期を迎えます認証評価制度のあり方に大きく影響を与えると考えられます。認証評価の第2期では、いわゆる内部質保証システムが構築されているかどうかは課題でございました。しかしながら、第3期では、アウトカムのアセスメントを踏まえた内部質保証システムの有効性がまさにその課題となってまいります。2012年の質的転換答申で言うところの全学的な教学マネジメント体制の確立が、まさに求められているということになるかと思えます。

このような理解のもと、本日のシンポジウムにおきまして、ご参加の皆さまが、それぞれの大学の効果的な内部質保証システムの構築の一助になればと願ひまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会 村田先生、ありがとうございました。

基調講演

「大学における内部質保証」

同志社大学長・大学基準協会常務理事

村田 晃嗣

【基調講演】

大学における内部質保証

村田 晃嗣

同志社大学学長
大学基準協会常務理事

司会 それでは、基調講演を始めさせていただきます。

本日は同志社大学学長で大学基準協会常務理事の村田晃嗣先生より、「大学における内部質保証」というテーマで基調講演をお願いしております。

それでは、村田先生、お願いいたします。

村田 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました同志社大学の村田でございます。

本来ここでご専門の方々に前にこのようなテーマで基調講演をするような資格が私にあるかどうか、大いに怪しいのでございますが、地元関西の大学の一つの学長をしているということ、そして当基準協会で常務理事を拝命しているということで、このような機会を頂戴したのだと思います。

限られた時間でございますが、お話をさせていただければと存じます。40分ほどお時間をいただきたいと思っております。

【大学の Autonomy と質保証】

まず、大学のオートノミーと質保証ということでございますが（スライド1）、この内部質保証という用語がこの高等教育の世界で盛んに用いられるようになってまいりました。大学には学問の自由を守るために自治自律による営みが認められてお

り、学位を出す権限を唯一与えられているわけがあります。

与えられた権限、学問の自由を守るために、従来から大学はみずからの手で教育内容や方法、学生の学修成果を点検、評価し、その結果を公表して学位の質を保証しなければならない存在であるわけですね。

学位の質の保証は大学の社会に対する説明責任であります。これは私ども個々の研究者がそれぞれ所属する学会での活動や学会での評価によって、研究者としての自立性を持っているということや、あるいは医師や弁護士のような専門職が医師会や弁護士会のような組織を通じて専門的なオートノミーを持っていることと、ある意味で似ているのかもしれない。

【内部質保証の本質】

先ほどの関西学院大学の村田学長先生のご挨拶にもございましたが、大学基準協会ではこの7月に『内部質保証ハンドブック』を刊行いたしました。この執筆にかかわられたご専門の先生方も本日はたくさんご参加になっていると思っております。

このハンドブックについてはまた後ほどご説明がある由でございますから、詳細はここで差し控えますが、この中で、もともと大学自身に質保証の

第一義的な責任があるところ、今改めて内部質保証が唱えられている社会的背景、大学における内部質保証の意義について縷々述べられております。

【大学数、大学進学者数の増加】

大学数は、2015年度の学校基本調査によりますと779校だそうでございます。20年前、1995年には565校でございます。さらに、今年は戦後70年ですが、1945年、戦争が終わった段階ではこの国には大学は40数校しかなかったわけでございます（スライド2）。

受験生にとって多くの選択肢ができてきているということでありまして、各大学は自分たちの大学が大学として必要な基本的要件を具備していることを、社会に示す必要があるわけでありまして。

一方で、2015年度の大学入学者はおよそ61万8000人、これは18歳人口に対する大学進学率としては51.5%ですから、先ほどの村田先生のお言葉を借りればユニバーサル化の状況に入っているわけでございます。20年前、1995年には56万9000人で32.1%でありました。

大学の教育は多様化した学生の資質、能力への対応を要求されておりますが、現在の大学は教育の内容、方法の検証、改善を過去よりも一層求められているところであります。また、日本の大学教育が他国と等価、価値の等しいものであることを示していく必要がございます。これも先ほどのお話に出たグローバル化ということと密接に結びついているかと思っております。

特に日本でもよく知られておりますイギリスの出版社、タイムズ・ハイアー・エデュケーションの世界大学ランキングなど、さまざまな大学ランキ

ングによる視点だけでそれぞれの大学の価値判断がなされないように、各大学は自分たちの教育の質を担保する継続的な努力が必要だろうと思っております。

【グローバル化、国境を越えた大学間交流】

このグローバル化ということにつきましては、本日の背景の一つでございます。先ほどのお話にもあったように、急速にこのグローバル化ということが語られるようになっておりますが、高等教育の世界でも必ずしもグローバル化が何を意味しているのかということが知的に深く吟味されないまま語られています。

そもそもグローバル化と国際化がどう違うのかということ、多くの大学人は自覚しないまま、グローバル化という言葉を使っています。行政の文言の中でもグローバル化と書いてあり、3行下には国際化と書いてある。こういう状況で日本のグローバル化が進んでいるということ、我々は大いに反省しなければならないだろうと思っております。また、各種のランキングが流布をしておりますが、そのさまざまなランキングにはそれぞれの長所や欠点があります。これから私ども大学人はランキングに振り回されるだけではなく、我々がランキングを評価する、あるいは国際的な大学ランキングの何が優れていて、何に問題があって、どのような改善が可能かというランキングの比較研究といったことを、学問的にもまじめに考えていかなければならないのではないかと思います。

【未来の予測が困難な社会情勢】

さて、さらに社会が成熟し、高度化した今日、従

来よりも未来予測が困難になっております。これからの30年のほうが過去の30年よりも変化がはるかに速く大きいであろうと思われま

す。よく言われることですが、アメリカで今小学校に入学した子供たちが大学を卒業するころには、その65%が現在まだ存在していない仕事につくという推測をされているわけでござい

ます。学生は知識を身につけることにとどまらず、汎用的な技能、態度、志向性、総合的な学習経験とクリエイティブな思考力を獲得し、答えのない問いと格闘できる知的な体力を養う必要がござい

ます。大学としては、そのような教育ができていますか検証し、改善していくことが求められています。また、今申し上げたような総合的な力というのは、大学のみで完結するわけではありませ

ん。大学卒業後、卒業生たちが社会の中で直面する変化は非常に大きく速いものであり、それに対応するためには、大学を卒業した後にもみずから学び続けるモチベーションを持った若者を、我々は育てなければなりません。

若者がみずから学び続けるモチベーションというのは、必ずしも数値的な形で評価できないものかもしれませんが、そうしたものを大学教育の場でこれからも大切にしていかなければならないのではないかと思うところでござい

ます。説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と書かれております。

これもこのあとのご説明や、あるいはパネルディスカッションで議論が深められていくかと思いますが、内部質保証というものは単なる評価とは異なる、自己点検・評価とは異なるということ

でございます。もちろん、相互に排他的なわけではありませんが、単なる自己点検・評価の別名ではなくて、学位プログラムの設計、管理、評価、改善のPDCAサイクル全体の営みである。内部質保証のほう

【同志社大学の取組状況と課題】

がより包括的な概念であり、よりダイナミックであり、よりシステミックなものであるということができようかと思

います。さて、同志社大学の取り組みをこれからご紹介申し上げますが、この内部質保証について、多くの方が現場の経験を通じてお感じになっていることだろうと思

います（スライド4）。一つには、この内部質保証の中で、この自己点検・評価も重要な要素なわけですが、この自己点検・評価が自己目的になって、大学が本来なすべき教育や研究活動が圧迫されていくということになってはならない。そのことは大事なことであ

ろうと、その点についても我々大学人は十分注意しなければならぬのではないかと思います。

さて、同志社大学の取り組みの状況と課題についてお話を申し上げますが、先ほど申し上げたように、日本には779の大学があり、それぞれの大学は歴史や教育理念、あるいは大学のサイズ、学生層が異なるわけでございます。そのため、同志社大学の特性や検証活動に対する大学の基礎体力を踏まえた上で自己改善の仕組み、取り組みを図らなければならないと考えているところでございます。

さまざまな教育改革、取り組み自体は比較的早い段階から実行している大学だと思っておりますが、それぞれを連関させて全体として教育の質保証を明確に証明しきれている状況では、残念ながら私どもは今ないだろうと反省をしているところでございます。ハンドブックで言う同志社大学の質保証の物語というものが十分できているかという、今後の大きな課題ではないかと思います。

そこで、同志社大学の質保証の物語、ストーリーを構築するためにどのような大学であるべきか、どのような大学でありたいのか、到達目標の設定から着手をしたところでございます。PDCAサイクルでは、ご案内のとおり、検証可能な達成目標の設定が肝心になっておりまして、目標が明確でなければチェックアンドアクションができないということになります。

【同志社大学ビジョン2025】

私ども同志社は今年2015年に創立140周年を迎えます。したがって、10年後の2025年、つまり東京オリンピックの5年後ですが、2025年には

創立150年を迎えるということになります。

そこで、私どもでは「同志社大学ビジョン2025」というものを取りまとめまして、現在はこれを具体化する中期行動計画を策定するための6つのタスクフォースを設置しているところでございます。2016年度からはこの行動計画に沿って到達の検証を行いながら取り組んでいく予定でございます。

ご案内のとおり、学長1人のプランでは何の改善にもならないわけですし、教職員一人一人が当事者となって行動し、目標達成の一翼を担わなければ、大学の質的向上は果たせません。プランは機関で合意できたもの、組織的に設定されている必要があるので、秋学期には中期行動計画を全学でしっかり議論してまいりたいと思います。

さて、この私どもの「同志社大学ビジョン2025」について少しだけご説明をさせていただきますと、全体で2つのパートからなっておりまして、1つは、言うならば同志社固有の問題といえますが、先ほど申し上げたように各大学にはそれぞれの特色や歴史背景があるわけであって、まず同志社固有の問題について見つめてみようということでございます。

【同志社大学3つの教育理念】

私ども同志社では長らく3つの教育理念を掲げております。まずキリスト教の大学でございますので、キリスト教主義ということ、そして国際主義、さらには自由主義という3つの主義を教育理念として掲げてきたわけでありまして。

この国際主義というのも、私どもは大正年間に言い出したそうでございますが、これも今日言う国際化やグローバル化というのとは重なりながら、

若干ニュアンスの違いがございます。すなわち、大正から昭和にかけて日本が国粹主義の流れに向かっていく中で、それに対するバランスをとるという意味で国際主義というものを同志社の中では唱えたということでございます。

さて、この3つの理念を教育の面、研究の面、卒業生との連携の面でどう果たしていくのか、さらには社会貢献としてどういうことをなすべきかという、今度は4つの項目を打ち立てました。3つの主義に4つの項目でございますから、計12のマトリックスができるということになりまして、それぞれについて同志社らしい取り組みとして、どういうことができるのかというのが、この「同志社大学ビジョン2025」の前半の内容でございます。

それに対し後半は、これは同志社大学だけではなくて、このグローバル化、そして急速な少子高齢化が進行していく日本の、およそ高等教育機関なら一様に抱えるであろう共通の課題について、我々なりに考えたものでございまして、6つの優先課題からなっております。

まず、学修環境のグランドデザインをどう整えていくのか、さらにキャンパスライフの質的向上をどのように図るのか、そしてボーダーレスなコラボレーションによる創造的な研究活動をどう展開していくのか、4つ目に、プロセスとしてのアドミッション・ポリシーをどう考えていくのか、5つ目に、トータルなグローバル化をどう追求していくのか、そして最後に広報戦略とブランディング戦略についてどのように考えるのかという、6つの今日的な課題について検討するということです。

前半が同志社らしさ、そして後半が日本の高等教育機関が共通して直面するであろう諸課題に我々がどう立ち向かっていくのか、こういうビジョンを策定し、さらにその後半の6つの優先課題について、現在ワーキンググループをつくってそれぞれ検討しているということでございます。

私どものこの「同志社大学ビジョン2025」の一つの特徴としては、2025年、つまり10年後の同志社大学が定点で静止画像として、創立150年の2025年の同志社がこうあるべきだと、留学生の数が何人である、教師と学生の比率がどれだけであるという数的な目標を設定するというものではありません。むしろこの10年間に我々が何をやらなければならないかというダイナミックなプロセスを一緒に考えていこうというのが、このビジョンの大きな目標でございます。

先ほど申し上げましたように、大事なことは、ビジョンで麗しいこと書くこと以上に、このビジョンを策定し、そしてこのアクションプランを実行していく中で多くの教職員がこれにかかわって、1人でも多くの者が当事者意識を持てるような流れをつくっていくということだろうと、私どもは考えているところでございます。

先ほど、内部質保証は学位プログラムの質保証であるということを申し上げましたが、ハンドブックでは、内部質保証を考える場合、その対象を大学レベル、プログラムレベル、授業レベルの3側面に分けて構築するよう提案がなされております。本日は大学レベル、プログラムレベルについてお話をしたいと思います。

【同志社大学の取組み状況と課題】

大学レベルにつきましては、本学には大学評議会という組織が設置されておりまして、大学の基本方針、中長期計画、毎年度の事業計画、予算や決算の審議、自己点検・評価の方針策定、計画の達成状況の検証を行っているところであります（スライド5）。中期行動計画ができれば、これに沿って各年度の行動計画を共有し、施策を実行することになります。

学部・研究科の自己点検・評価委員会を初め、各組織で自己点検・評価を行っておりますが、同志社大学は14学部16大学院研究科を持つ大きな大学でございまして、大学レベルでは各学部・研究科などにおいてPDCAサイクルが有効に機能しているかを検証する、いわゆるメタ評価の機能も欠かせないと思います。

そこで、大学評議会、実際には大学評議会のもとに置かれている実働部隊としての自己点検・評価運営会議を編成いたしまして、自己点検・評価の全学的な視点での検証と大学としての評価結果の取りまとめ、統合化を行うことにしております。また、大学評議会のもとに外部有識者で構成する同志社大学総合評価委員会を置いて、学外の意見を反映できる体制を整えております。

このように手順、体制を整えたものの、実質化するためには中期行動計画が完成し、検証可能な目標、評価指標、評価基準の設定を終えるまで待たなければなりません。

一方、教養教育の提供と実施、ラーニング・コモンズを初めとする学習環境整備、奨学金制度、学部一般選抜入試などの活動は学部・研究科横断で全学的に展開しているところであります。各取り

組みに達して実施責任を負う組織が目標の達成状況を検証する主体となるわけですが、全学的観点での検証を要しますので、大学レベルに分類できると思います。

全学横断的な取り組みの出来、不出来は、学部・研究科、つまりプログラムレベルの目標達成、学修成果の獲得状況に影響するものであります。個別ばらばらに検証しても意味がないことは理解しても、組織が肥大化をしておりますと、全学横断的な活動の大学レベルの検証とプログラムレベルの検証とのリンクが、大変難しい課題となっております。

双方が連関するには、目標設定を横断的に実施する、共有することに尽きると思いますので、中期行動計画の策定を機関として目標が一致する機会にしたいと考えております。

次に、プログラムレベルの内部質保証を法学部・法学研究科を事例にお話ししたいと思います。先ほど触れましたように、全学のレベルでは同志社大学総合評価委員会というものがございまして、各学部・研究科にそれぞれ第三者評価委員会のようものが置かれているわけでございます。

ちなみに、全学の総合評価委員会につきましては、2013年の8月に総合評価委員会の会合を持っておりますが、委員といたしましては、本学のロースクールでも教鞭をとっていただきました元最高裁判所判事の古田佑紀先生に、ある意味で官界を代表するような形で委員に入っていただきました。また、公立大学法人熊本県立大学の理事長で神戸大学名誉教授の五百旗頭真先生に、アカデミアと申しますか、学会を代表してお入りいただきました。さらに、経済界からカルチュア・コンピ

ニエンス・クラブ株式会社の代表取締役である増田宗昭氏にご参加いただきました。増田氏は同志社香里高校を経て同志社大学の経済学部で学ばれた、私どもの校友のお1人でございます。

そしてもう1人はサントリーホールディングス株式会社の代表取締役副社長、当時は副社長、現在副会長でいらっしゃると思いますが、鳥井信吾氏であります。関西を代表する経済人のお1人であり、また鳥井さんご自身はアメリカの大学院で理系の学位を得られた方でございますので、自然科学の知見からもご評価をいただくというので、この計4名の方々に評価委員にお入りいただいたところでございます。

それとは別に、今お話ししようとしているように、各学部・研究科でさまざまなそれぞれの第三者評価委員会というものを持っているわけがございます。

例えば法学部・法学研究科でも第三者評価委員会というものを設けております。ここで私ども、第三者評価委員会と言っておりますが、大学の業界の専門的な用語で言うならば、第三者評価というのは独立した第三者組織が設定した評価者、評価項目などに従って行う評価認証の機関のことであります。

私どもがここで第三者評価委員会と言っているのは実質的には外部評価に近い、学外の評価者によって行われる評価であって、評価者、評価項目などは大学自身が設定するということから、正確に言えば外部評価委員会でございますが、私ども学内、法学部では第三者評価委員会と呼んでおります。

この外部評価は総合評価と専門評価にさらに分

かれておりまして、それぞれ評価者も異なっております。法学部でございますので、専門の評価では憲法、民法、刑法、現代政治、国際関係といった分野別の教育について、各分野における他大学の教員を委員に迎えて評価をちょうだいしているところでございます。

そして、法学部・法学研究科全体としての総合評価では、学部・研究科が人材養成目的に掲げた人物を養成する教育をできているのかを評価するために、財界、マスメディア、法曹など、さまざまな分野の有識者を委員にお迎えしているところでございます。

2002年度から実施をしておりますので、かなり先駆的であったと自負をしておりますが、評価文化が定着し、評価システムの精度が高まっている今日では、評価プロセスの見える化を初めとして、学修成果に着目した評価の実施など、改善する点が多々あるかと思えます。

この法学部が行っております第三者評価の学部・研究科全体のこの総合評価委員会も、私自身も学部長等としてかかわりましたが、恐らく一学部としてはかなりぜいたくなメンバー、方々にお越しをいただいて、この総合評価を行っております。

ざっくり申しますと、必ず外国人の方に1人入っていただくということになっておりまして、2002年、立ち上げた当初は、同志社大学内にございますスタンフォード大学の日本センター所長、テリー・マクドゥーガル先生に参加をしていただきました。

さらに、国際的な視野から評価をしていただく方も必要であるというので、元駐英大使、そして

当時国際交流基金の理事長をお務めになっておられました藤井宏昭大使にも加わっていただきました。藤井大使は同志社の創立者新島襄が学んだアマースト大学のご卒業だというご縁もございました、委員に加わっていただきました。

また、女性の視点、女性の専門家の知見からもいろいろな観点からコメントをいただきたいということで、学習院大学法学部の紙谷雅子先生、法律のご専門の先生でいらっしゃいますが、加わっていただきました。

それから、メディア関係ということでは当時の朝日新聞の論説主幹、若宮啓文氏にお越しをいただきました。

そして、経済界を代表しまして、後に中国大使になられましたが、当時の伊藤忠商事の会長の丹羽宇一郎氏にも毎回この会議にご出席をいただきました。

そしてもう1人、地元の財界から、当時の大阪ガスの代表取締役会長の領木新一郎氏にお越しをいただきました。

恐らく一学部の評価委員会としては相当ぜいたくなメンバーの方々にお越しいただきました。その後も大変豪華なメンバーでこの総合評価委員会が組まれているということでございます。

プログラムレベルの質保証のスキームとしては有効的だと思いますので、検証可能な目標、評価指標、評価基準の設定を徹底して、今後も実質化を図っていきたいと考えております。

専門評価については外部評価委員のみに委ねるのではなく、各分野の教員も加わっておりまして、外部評価というよりも、自己点検・評価に学者が加わって、より客観性の高い活動を行って

いるととらえて、学部・研究科の自己点検・評価委員会のスキームを改良したほうがよいかもしれません。

【教学 IRに係る取組み】

プログラムレベルは教育プログラムの有効性の検証であり、とりわけ学修成果の検証がますます重視されてくるわけでありますが、その測定のためにIR、インスティテューショナルリサーチの機能が急速に注目されるようになり、特に教学IRとして学生による授業評価の分析、成績、GPAの分析、FD効果の検証、学生の達成度調査に取り組む大学が大半であろうと思います。

同志社大学ではIRの名称を直接付与した組織は設けておらず、学習支援・教育開発センターが教学IR機能を担っております（スライド7）。全学的に2002年度から学生による授業評価アンケート、そして2004年度から1年次生と3年次生全学生にキャンパスライフに関するアンケート調査を毎年実施しているところでございます。

学生による授業評価アンケートは学習支援・教育開発センターのサイトで集計結果を公表しておりまして、またごらんいただければと存じます。ウェブ入力も導入しておりますが、紙ベースに対して回答率がウェブのほうはかなり低いということがございまして、集計結果を組織的に生かしきれていないことが課題になっております。

また、キャンパスライフに関するアンケート調査ではありますが、これも集計結果を公表しております。1年次生と3年次生では若干設問が異なっておりまして、3年次対象のPDF表示では、ごらんのように基本的な設問を設定しており、経年

でデータ分析し、その変化を見るようにしているところでもあります。

調査結果は教員と学生にフィードバックをし、一部の学部ではございますが、分析を担当した専門調査員が教授会で分析結果を報告して、教育改善のために教員との懇談を行っているところでございます。

さらに、1995年度から学内各所に散在をしているデータを集約いたしまして、同志社大学基礎データ集として取りまとめ、2006年度以降は過年度データもウェブで詳らかに公表しているところでございます。

しかし、何を測定するための指標であるかを整理しておらず、情報をかき集めたという状況にあるところから、目標に対する達成度、いわゆるアウトカムの指標開発ができていないことが、今後の我々の大きな課題になっております。

【同志社大学の今後の取り組み】

さて、同志社大学の今後の取り組みとして、私どもも教育の質を高めようと何かしら暗中模索の中でしているのですが、個々別々の取り組みで、全体の森を見渡せているというところまでは、残念ながらまだ来ておりません。内部質保証として完成の域に達していないのが本学の現状であろうと思います。

他の大学の状況を大いに参考にさせていただきまして、山積する課題を段階的に解決するために、まずは先ほど申し上げましたように、今年度のうちに中期行動計画をまとめるとともに、各種の検証活動をリンクした内部質保証システムを設計し、独自の物語をつくっていききたいと考えております

(スライド8)。

2016年度からは学習支援・教育開発センターの専門調査員制度をやめまして、インスティテューショナルリサーチャーを置き、新たに採用することを決めております。学習支援・教育開発センターではこのインスティテューショナルリサーチャーのもとで、同志社大学の学生の学修成果はどのような指標でもって測定するのかを確定し、指標の開発を行い、集積したデータの整理をして、例示しているような分析を行っていききたいと考えております。

【内部質保証システムの実質化】

最後でございますが、内部質保証システムの実質化ということで、構築した内部質保証システムが形式的で実質化しない事態に陥ることがないように、今回まとめられましたハンドブックでもスライドのような内容が示されているところであります(スライド9)。

教員や教員組織を活性化するような内部質保証であるには、やはり新たな試みを後押しする前向きな志向や柔軟性、そしてこれはあとのご議論でも出てまいらと思うのですが、減点主義ではなくて加点主義のポジティブな姿勢が基本的には大事であろうと考えております。

大学としては、特に学長としては、できないのではなくて、こうすればできるという発想、そういうエンカレッジする姿勢を大切にする大学運営に当たることが、より一層必要になっているというように改めて感じたところでございます。

私どもの非常に遅々とした不十分な取り組みではございますが、その一端をご紹介させていただ

きまして、皆さんのご参考に資して、また今後の議論のたたき台にさせていただければと存じます。大変つたない報告でしたが、ご清聴まことにありがとうございました。

司会 それでは、少しお時間がございますので、今の講演についてご質問があれば、お受けしたいと思えます。ご質問をされる方は挙手の上、ご所属、お名前に引き続いてご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いいたします。

質問 A 私、N大学 I R 推進室の A といいます。よろしくお願ひします。

説明の中で、専門調査員からインスティテューショナルリサーチャーへの転換というか、採用を変えますという話がありましたが、そのインスティテューショナルリサーチャーという方はどんな方を採用するのでしょうか。

村田 私どもが想定をしておりますのは、このインスティテューショナルリサーチの分野で学位をお持ちの、教育学で学位をお持ちの専門家の方に来ていただきまして、データ処理や分析を担っていただこうと考えております。

質問 A わかりました。普通に企業の方等ではなかなか、大学の仕組みというのがまた違ひますので、分析もまた違ひのかと思ひましたので。

本学の場合は I R 推進室のほうでそのデータの収集や、データハウスの登録等をしているのですが、やはり大学の組織が違ひますので。現場と、

あとは現場を支えているシステムのところをわかっていないと、大変なものですから。ありがとうございました。

村田 ありがとうございます。

私どもでは、この学習支援・教育開発センターの所長が本学の社会学の教員であります。山田礼子教授と申して、インスティテューショナルリサーチの専門家です。いらっしゃいますので、彼女のご協力をいただきながら、そういう専門の分野の方にお越しいただきたいと今考えているところでございます。

質問 A ありがとうございます。

司会 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、村田先生、ありがとうございました。

公益財団法人大学基準協会
大学評価シンポジウム（大阪会場）
2015年9月16日



「大学における内部質保証」

同志社大学長
大学基準協会常務理事
村田 晃嗣

大学のAutonomyと質保証

大学は、学問の自由のために、自主的自律的に教育研究活動を行う権利が認められている。社会から大切な権限を負託されている。

- ①教育の場を開設する権限、学校設置の権限
- ②教育という活動を行う権限
- ③学位・資格を授与する権限

2009年7月日本私立大学団体連合会
「私立大学における教育の質向上
～わが国を支える多様な人材育成のために～」



大学には、社会の信頼に応える義務があり、自治自律を掲げる以上、自ら授与する学位の質を保証し、教育の質をより向上させる責任を持つ



内部質保証の今日的要請



- ①大学数、大学進学者数の増加
- ②グローバル化、
国境を越えた大学間交流
- ③未来の予測が困難な社会情勢

2



内部質保証の本質

「内部質保証」とは

(公益財団法人大学基準協会『大学評価ハンドブック』から)

PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことをいう

(公益財団法人大学基準協会『内部質保証ハンドブック』P.93)

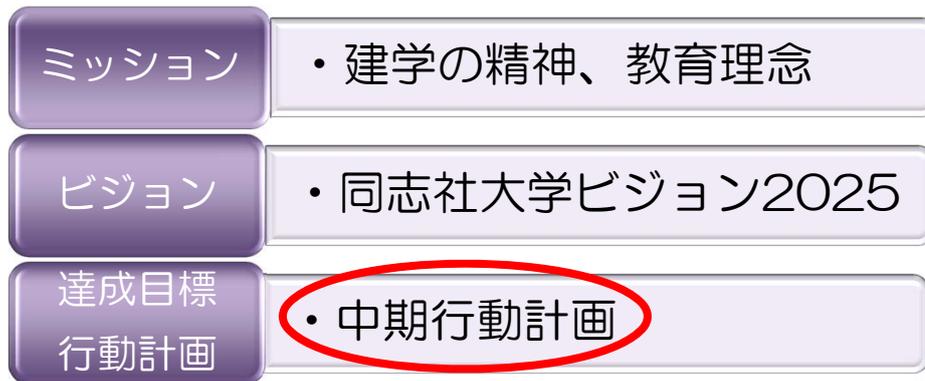
自己点検・評価の別名ではなく、**「学位プログラム」**の**設計・管理・評価・改善のPDCAサイクル全体の営み**である

3



同志社大学の取組み状況と課題－1

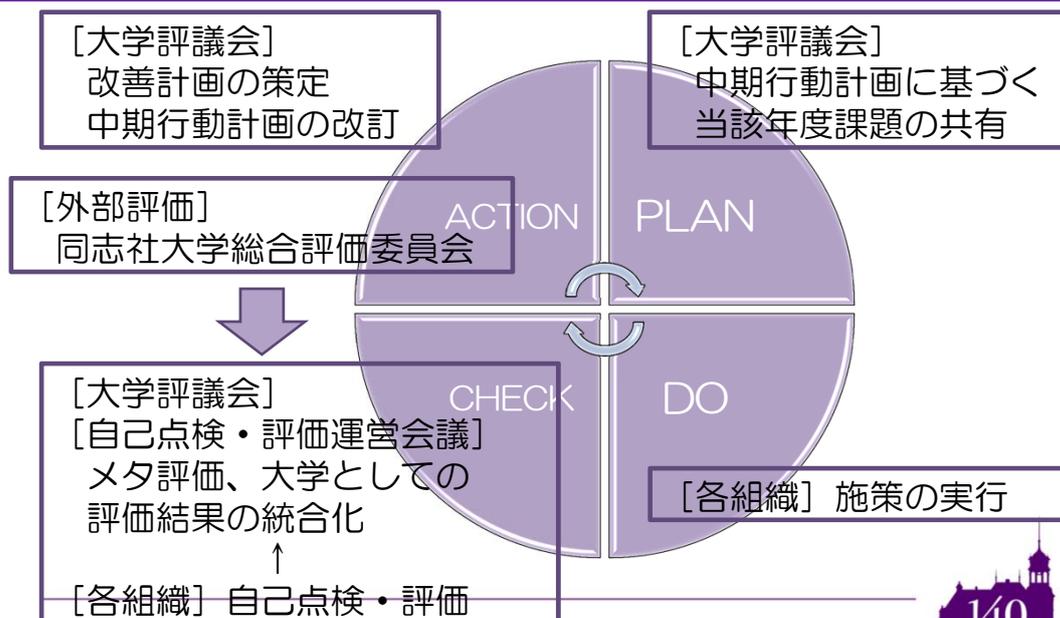
大学は、歴史、教育理念、規模、学生層がそれぞれ異なる。
同志社大学の特性や検証活動に対する大学の体力を踏まえた
自己改善の仕組み・プロセス
＝同志社大学独自の質保証の「物語」を構築する



4



同志社大学の取組み状況と課題－2

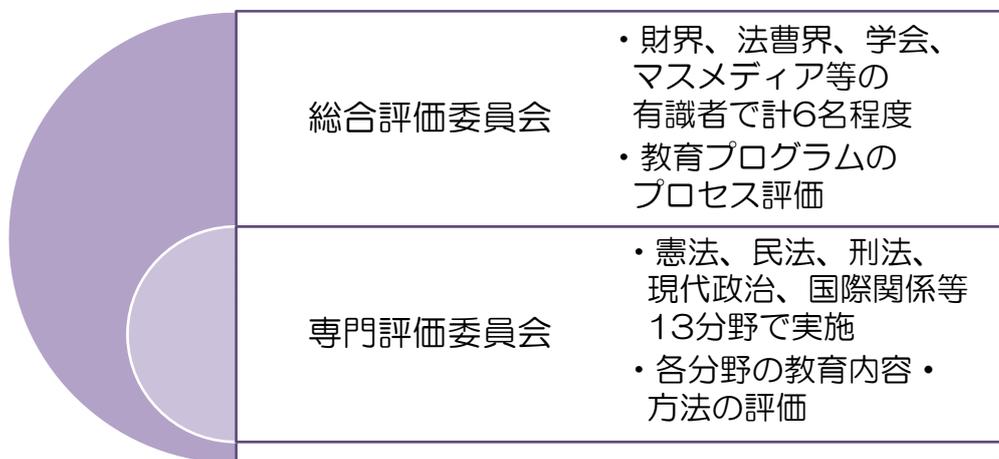


5



同志社大学の取組み状況と課題－3

法学部・法学研究科第三者評価委員会



6



同志社大学の取組み状況と課題－4

教学IRに係る取組み

- [学生による授業評価アンケート](#)
- [キャンパスライフに関するアンケート調査](#)
 - ・ [1年次生対象アンケート結果（2013年度）](#)
 - ・ [3年次生対象アンケート調査（2013年度）](#)
- [同志社大学基礎データ集](#)

7



同志社大学の今後の取組み

- 内部質保証システムの確立
「学位プログラム」の質保証を機能させるため、
各種の検証活動を首尾一貫したロジックで統合
- 専門調査員からInstitutional Researcher (IRer) へ
- 本学学生の学修成果を評価するための指標開発
- 蓄積、統合したデータの整理と、目的に応じた分析
例) ・英語に焦点をあてた学部間の比較分析
・1年次終了時と3年次終了時の個人の学習能力伸び率の
パネル分析
・入学区分をもとにした学生の学習能力伸びの比較分析
・アルバイトの週単位の時間数とGPAの相関関係分析 等

8



内部質保証システムの実質化

教員や教育組織を活性化できる
内部質保証とするためには、

- 学部・研究科等の新たな試みを
後押しする前向き志向や柔軟性
- 減点主義ではなく、加点主義を基本

9



ご清聴ありがとうございました。

同志社大学
Doshisha University



説 明

「『内部質保証ハンドブック』の内容について」

(大阪会場・東京会場共通)

大学基準協会 大学評価・研究部 審査・評価系主幹

原 和 世

【説明】

原 和世

大学基準協会大学評価研究部
審査・評価系主幹

司会 次のプログラムでございます。「説明」というタイトルとなっておりますが、本年7月に刊行いたしました、本協会の『内部質保証ハンドブック』につきまして、大学基準協会大学評価・研究部の原の方から、ご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

原 こんにちは、大学基準協会の原です。パネルディスカッションの前に、私からは、今回のハンドブックの刊行に至った経緯、またこの本のポイントについてご紹介させていただきます。

本日の説明内容は、スライドの通り大きく3つに分けて説明させていただきます。これから説明する中でも重要であると思うスライドを3枚用意しております。その都度ご説明いたしますので、確認していただければと思います。

【ハンドブック刊行の背景】

まず、ハンドブックの刊行の背景です。第1期の大学評価において、評価を受けること、また、報告書をまとめること自体が目的化し、自己点検・評価が大学の改善につながるものになっていなかったこと。また、認証評価が義務化されているからと、仕方なくという消極的な捉

え方をされている大学が少なくなかったと考えます。

そこで、第2期の大学評価では、1点目に、大学の自己改善能力を高めるために、自己点検評価をより実質化させることを目指しました（スライド4）。また、国際的共通理解である、大学の質の保証の第一義的責任というものは、大学自身にあるということ、その考えをもとに、大学における内部質保証体制を求め、これを本協会の大学評価システムと連動させることを目指したのが、第2期大学評価の改革の方針でした。

しかし、第2期大学評価の現状は、内部質保証に課題があると指摘した大学は、151校がこれまで受けたのですが、その中で50大学、また、学位授与方針に学習成果が明示されていない、または、不十分と指摘された大学が、98大学。さらに、学習成果の評価指標の開発に着手していない、または不十分と指摘された大学が、104大学あります。これは、本協会が求めた大学のあり方にまだまだ届いていないと言えるのではないのでしょうか（スライド5）。

さらに、昨年度には、本協会の大学評価企画立案委員会が、第3期に向けた大学評価の基本方針

として、1点目、内部質保証の有効な機能を前提とした大学評価の一層の推進。また、アウトカムを適切に視野に入れた評価の実現。これらを含めて7つの方針を提示して、現在、この方針のもと第3期に向けて大学基準の改定を進めています(スライド6)。

このような現況の中、本協会が意図する内部質保証というもの、大学に十分に伝わっていないのではないか、また本協会自体が、内部質保証の概念や構造というものを大学に明確に示していないのではないか、こういう意見が出てきました(スライド7)。

そこで、2年前、2013年の8月に、本協会の高等教育のあり方研究会の下に、内部質保証のあり方に関する調査研究部会を設置し、これらの課題について、何らかの形で示していくことを目指してきました。この部会には、会員大学の教員4名、職員1名にご参加いただき、大学基準協会の職員も参画しております。

この部会において何をしてきたのか、まず、内部質保証の現況を知るために、大学に対して2回のアンケート調査を行ってきました。アンケートにご回答いただきました大学には御礼を申しあげたいと思います。

このアンケートの結果を踏まえて、いくつかの大学へヒアリング調査を実施しました。そこから、部会では、内部質保証に対する大学への理解を深めてもらいたい、また、本協会の大学評価に活用してもらいたいという思いで、今回のハンドブックの刊行に至りました。

【『内部質保証ハンドブック』の概要】

それでは、ハンドブックの概要についてご紹介いたします。実際このハンドブック、既にお読みいただいている方もいらっしゃると思いますが、まだお読みいただいている方に、こちらを少し説明させていただきたいと思います。

ハンドブックの構成はスライドのとおりです(スライド10)。第1章に内部質保証の意義と背景を整理させていただきました。第2章ではアンケート調査をもとに日本の大学の内部質保証の現況と取り組みを紹介しています。さらに、内部質保証に取り組むために、そのシステムの構築方法やうまく運用させていくために、学内の教職員の方に取り組んでもらいたいこととして、第3章の提言としてまとめています。

また部会では、この本を読んでいただきたいターゲットをどうするかということを中心に話し合い、最初は大学執行部を対象にしたものがないのでは、または、評価担当の方を対象にしたらいけないのではないか、ということが出ましたが、大学全ての教職員に、内部質保証について考えてもらいたいということになりました。

【「内部質保証」の現況】

では、「内部質保証」の現況についてご説明いたします。第1章に挙げている内部質保証が求められるようになった背景、特に中教審答申のまとめについては、後半のパネルディスカッションでのご報告に委ね、私のほうからは、アンケート調

査の結果を説明させていただきます。

まず、部会設置の目的であった、本協会は内部質保証の概念を明確にしていないのか、という問いに対しては、現行の大学基準がスライドのとおりになります（スライド 12）。大学がその理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。本協会の大学基準の中でこのようにうたっております。

では、この定義を大学がどう理解しているか、どう認識しているのか、という2つの問いに対しては、調査をすることが必要になりました。

そこで、第1回のアンケートを実施したところです（スライド 13）。送付先は国内の全大学768校を対象にし、回答方法は自由記述式、回答率は59.5%でした。質問はこちらのスライドに挙げておりますが、「貴大学では、内部質保証をどのようなものとして捉えていますか。貴大学が考える内部質保証を具体的に説明してください。」とありました。この中で、各大学の回答からキーワードを抽出し、分析したものが次からのスライドになります。

まず、回答からですが、質を保証するということは、質をどうするものか、ということの評価機関ごとに分析したものです。本協会の評価を受審した大学では、質の改善・向上というキーワードを用いた大学が、38.5%。また、質の改善と保証という真ん中のところのキーワードを用いた大学では、35.7%であったのに対して、大学評価・学位授与機構の評価を受けた大学では、質の改善

と保証のところ、53.3%という、ここの割合が高くなっております。日本高等教育評価機構の評価を受けた大学では、質の改善・向上というものを使ったのが33.6%でした。

次にこちらのグラフ（スライド 15）では、保証する質というものを、大学は、具体的なイメージがあるのかということですが、本協会と大学評価・学位授与機構の評価を受けたところは、教育を含めた諸活動・条件の質というキーワードを使った大学が多くありました。それに対し、日本高等教育評価機構では、教育の質と捉えている大学が、それぞれ数値が高くなっています。ただし、一番右のほうになりますが、何の質かを指定しないケースが、全体を見て3割と多かったのが、このグラフから読み取ることができます。

次に、この表はどのような方法、仕組みで内部質保証に取り組んでいるのか、ということを見るためのグラフです（スライド 16）。点検・評価やPDCAサイクルというキーワードを用いてこれらを説明した大学が、全体で8割程度ありますが、具体的な方法を記述していない大学というものが、全体で約25%ありましたので、中には自己点検・評価そのものが内部質保証と捉えている大学も少なくありませんでした。

最後に、「何のために内部質保証をするのか」と書いた大学は、評価機関別に見ますと、本協会の評価を受けた大学は、大学の理念・目的を達成するため、または、社会的使命を果たすため、と回答した大学が他機関より多いことがわかりました（スライド 17）。

また、設置形態別に見ますと、私立大学では、大学の目的達成のため、公立大学では、社会的使命を果たすため、と回答した大学が多くあったことが見てとれます。

では、第1回のアンケートを踏まえて、本協会が示す内部質保証とは何かを、ここで改めて皆様と共有していきたいと思えます。

【「内部質保証」とは】

先ほども掲げました、本協会の「大学基準における内部質保証の定義」を改めてご覧いただきたいと思えます（スライド 19）。この中の、下線部がキーワードとも言えます。教育の質を保証する制度を整備する。定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表する。これがこの基準の中で読み取っていただきたいキーワードになります。

さらに、「大学基準の解説」というものがありまして、その中では、大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にある、大学は自らの質を保証するための組織を整備する、内部質保証システムに関する方針と手続きを明確にする必要がある。自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じ、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げる。これらがキーワードとも言えます。（スライド 20）

さらに、大学評価ハンドブックでは、PDCA サイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で、説明・証明していく学内の恒常的・継続的のプロセ

スであると言っています（スライド 21）。

先ほどの第1回アンケートの回答と比べても、本協会が示している内部質保証の定義は、7割程度の大学にはご理解いただいていると、肯定的に捉えることができる一方、具体的にはどう取り組むのか、ということに関してはまだ十分に理解されていないということも見えたと思えます。

また、今回、回答者を見ますと、評価担当の教員、職員の方にご回答いただいたことがわかりました。この方は内部質保証に関してご理解いただいているということは、十分わかりましたが、一方、内部質保証に関して学内において、どのくらい浸透しているのかということは、このアンケートの結果では見えなかったことが、こちらとしても質問の設定に課題があったと思えます。

【求められる内部質保証】

では、本協会が大学に求める内部質保証を今一度整理させていただきます。このスライド（スライド 22）に示す3点がポイントになります。このスライドが本日の1枚目のポイントになります。

1つ目は、大学の自立性が強く求められる教育活動のほかに、教員活動を支える諸条件を整備し、その運用状況を恒常的に検証し、改善するための評価システムの構築と機能化が質の恒常には求められるということです。

2つ目に、質の保証のために所属大学の教育水準が、法令遵守また認証評価機関の評価基準に適合しているということ、情報公開を通じて自ら証明し、ステークホルダーへの説明責任を果たす

ことが大学には求められているということ。

3点目、この検証と改善、ステークホルダーへの説明、このプロセスを恒常的、継続的に実施するということが求められている。

【教育の質保証に関する各大学の取り組み】

次に、教育の質を保証する制度を整備するという本協会が定義づけしていることに対し、第2回アンケートの結果から見えた、各大学がどのような取り組みを行っているのかを簡単にご紹介いたします。この分析結果の詳細は後半のパネルディスカッションの方からご報告いただきたいと思います。

2回目は2014年3月から1ヵ月行いまして、今回は選択、自由記述ということで、49.3%、378大学からご回答いただきました。ここでは教育の質、特に学士課程における学修成果の検証システムに焦点をあて、回答をいただきました(スライド24)。

教育プログラムレベル、個々の授業レベル、機関レベルでの検証のための取り組みをどの程度実施し、どの程度改善に繋がっている、寄与しているのかということをお答えいただきました。

検証のための取り組みの例として、例えば、ポートフォリオ等を活用した学生の学修経験の蓄積を行っているのか、ルーブリック等、学修評価の指標等を活用しているのか、GPAのデータを収集し分析しているか、シラバスを点検しているか、アンケート調査を実施したり外部評価に取り組まれているのか、このような取り組みを予め本協会から設定させていただきました。

次のスライドからは、改善に繋がっていると思われる、寄与率が高く、有効性が認められた事例をご紹介します。

既に、どの大学でもシラバスの作成というものは当たり前になっていますが、シラバスに基づいた検証システムというものが、授業の改善、教育プログラムの改善に結びついている、特に学位授与方針と各科目との関連を明示したシラバスというものが、検証することで改善に結びついているということがアンケートからわかりました(スライド25)。

次に、教育プログラムの改善には、専門家による外部評価が有効であるということ、3点目は、学修成果の観点や基準を設定している大学は多くはまだありませんが、これにより学生の学修成果の達成状況を把握することができ、それが教育の改善に繋がっていること、また、小規模大学ではこの寄与率が高いのがわかりました(スライド26)。

次に、大規模大学においては、IRのための組織を活用することで、大学全体の検証や教育改革、改善方針の立案に有効的であるともわかりました。また、これらどの取り組みも独立して行うものではなくて、いくつかの取り組みを組み合わせることによって、教育プログラムあるいは授業の内容の改善に繋がっているということもわかりました(スライド27)。

この検証するツールというものは、教育プログラム、または、授業の設計、計画の段階、測定・管理の段階、そして評価の段階において異なって

きますので、各大学で整理する必要があると考えます。

さらに、本の中ではアンケートの結果に基づいて8大学に訪問調査を行った結果をコラムとしてご紹介させていただいております。

この中では、内部質保証の体制、プログラムや授業の改善事例、学修成果を図る評価指標という形でコラムを掲載しております。この8大学の詳細については、訪問調査報告書として本協会のホームページに掲載しておりますので、ご関心のある方はご覧いただければと思います。

【内部質保証システムの構築と機能化に向けて】

次に、大学に取り組んでもらいたいことをハンドブックの第3章で示しています。まず、こちらの表は、内部質保証の組織体制に関してです。この体系図は、本協会の実務説明会で内部質保証システムの組織体制の一例としてこれまで示してきたものになります（スライド30）。ただし、説明会では、口頭のみでこの説明を行ってききましたが、今回のハンドブックでは、協会として初めて明文化したものになります。

この中で、一番大事なのが、ここで言う質保証、質向上委員会、つまり内部質保証に責任を負う組織を設置しなければいけないということです。

この組織体制では、内部質保証に関する方針を策定し、その手続きを整備すること。自己点検・評価の基準を設定し、検証プロセス、検証のスケジュールを決めること。さらに、検証結果を改善に繋げるための仕組みを整備することが求められ

ます（スライド31）。

学内の活動では、1年ごとに検証する必要があるものや、4年から5年と中長期的、中期的なスパンで検証したほうがよいものがあることは、皆さま既にお気づきかと思えます。ただ、隣の大学が、毎年、自己点検・評価をやっているから自分たちもと、自ら評価疲れでふらふらになるようなことにならないように、しっかりと体力測定をしてから望んでいただきたいと思えます。

さらに、ここで規程化とありますが、なぜ規程化が必要なのか。明文化することで、内部質保証に関して、学内の教職員が共有化できる最初のステップだとお考えいただければと思います。その大学の一部の人しかわからない内部質保証の方針では本協会が求める内部質保証の体制ではありません。

では、内部質保証に責任を負う組織を設置したなら、次はどうするかですが、次は、理念目的に沿った教育を、自ら実施していることを説明していくことが必要になります（スライド32）。その際、ハンドブックでは、3つの側面から検証が必要であるとうたっています。授業レベル、プログラムレベル、大学レベルです。

それでは、この3つの側面、誰が具体的に何を行うのか。次のスライドでご紹介したいと思います。

まず、授業レベルですが、各授業の内容、方法を検証するに当たっては、やはり、授業を行っている教員一人ひとりの自己点検・評価になります（スライド33）。

では、何を評価するか、単位の実質化、シラバスと授業内容が整合しているのか、厳格な成績評価を実施しているのか、これらを自己点検する必要があります。その際には、学生による授業アンケートの結果や、学習ポートフォリオ、これらのツールを使って検証していただきたいと思います。次に、プログラムレベルでは、教育プログラムの検証を行うには、学部・研究科単位での自己点検・評価が中心になってきます（スライド 34）。ここで提供している教育課程の体系性や、教育方法、学修成果、学習支援、教員組織を点検・評価する。その際には、各教員から出てきた自己点検・評価の結果や、学生や卒業生などのアンケート調査の結果、また、ベンチマーク、これらをツールとして活用していただければと思います。

現在3つのポリシーを既に作成しているとは思いますが、実際、提供している教育プログラムとこの3つのポリシーがきちんと連関しているのか、改めて見直していただきたいと思います。

次に、大学全体に関わる事項ですが、全学的な観点から、自己点検・評価をしてもらいたい（スライド 35）。ここで何を自己点検・評価するのか、ですが、全学共通教育や横断的なプログラム、大学全体の教員組織、教育の国際化など、こういうところは大学レベルでの検証のほうが有効だと考えます。最後のツールとしては、学生生活に関する調査結果やベンチマーク、これらを使っただきたいと思います。

さらに、教育プログラム、授業レベルでは、検証するための客観性・妥当性を担保するために、学

外者を参画させることを期待しています（スライド 36）。教育プログラムにおける外部評価、いわゆるプログラムレビューですが、適任者を探すことが難しいといったご意見を聞くことがあります。しかし、質保証が進んでいる欧米に限らず、最近では、アジアの質保証機関においても、プログラムレビューを取り入れた内部質保証を大学に求めていますので、日本の大学においても、国際的な質保証の観点から、これを積極的に行っていただきたいと思います。

では、まとめに向けてハンドブックでは、大学の教職員の方々に内部質保証にどう取り組んでもらいたいのか、8つの提言を示しています。詳細は後半のパネルに任せまして、ここではポイントをお話しさせていただきます。

これが本日2枚目のポイントのスライドになります。内部質保証は、認証評価への対応ではないということをご理解ください（スライド 37）。さらに、内部質保証は、自己点検・評価の別名ではない。これらを覚えて帰っていただきたいと思います。内部質保証の究極の目的は、学生の学習の充実と学修成果の向上であるをご理解いただきたいと思います。

その他、提言としては、評価の前に、学修成果に基づく学位プログラムの設計、管理が重要であるということ（スライド 38）。全学のみならず、学部・研究科等における教学マネジメントとガバナンスの確立が必要であるということ（スライド 38）。さらに、全学プログラム、授業、各レベルをリンクさせるということ。内部質保証というもの

は各大学の個性、特色を活かした教育のイノベーションを促進させる。これを提言として挙げさせていただきます。

今回のハンドブックでは、ある意味、大学のあべき姿を提言として示させていただきました。ご参加いただいている皆様の中には、マニュアルのようなものを期待しておられる方もいらっしゃると思いますが、大学の質保証の第一義的責任は、大学にあるということ。自分たちが、質の保証をするためにどうすべきか、学生のために何をしなければいけないのか、このような大きな理想を、今一度、所属大学の教職員の中で考えていただければと思います。

さらに、ハンドブックの内容とは少しそれますが、内部質保証の前提となる自己点検・評価の現状をお話しします。これは本協会が最近実施した、アンケートの集計結果を示したスライドで、この報告書については、近日中に本協会のホームページで掲載させていただきます。

大学に、評価の前の自己点検・評価活動による効果についてお伺いしましたところ、実施の意義が教職員に浸透したのか、また、課題が明確になったのか、成果を出している取り組みが明確になったのか、このようなことを質問させていただきました（スライド39～42）。

概ね、該当する大学が、7割程度あったのに対し、実際評価を受けた後、その評価結果による効果というものは、10ポイント、8割程度の大学が評価を受けた後のほうが、自分達の目的が明確になったとご回答いただいております。

現状としては、内部質保証のシステムの構築に向けて、各大学がどう取り組むのか、学内で整理している過渡期であると思います。その活動を推し進めるために、大学評価を活用していただければと思います。

【大学基準協会の果たすべき役割】

最後に、ハンドブックにも示しておりますし、改めて大学基準協会の果たすべき役割について、皆さまと考えていきたいと思っております。

まず、2回のアンケートを行ったところ、協会への意見、要望という枠で設けた、こちらのスライドに示した内容が多く寄せられました（スライド44）。

内部質保証に関する情報提供をしてもらいたい。これは、今回のハンドブックが、本協会が大学への情報提供の一つになるということをお願いしております。このほか、現在、学長セミナー、シンポジウム、評価セミナー、実務説明会を実施しております。引き続きこれらを充実させることを考えております。

次に、各種研修の実施についての要望ですが、現在、スタディープログラムとして、特に初めて評価に携わる職員の方を対象に、高等教育の現況や、内部質保証とは何かといったテーマでこれまで実施をしてきました。グループワークを取り入れているため、定員枠を定めての実施になって、なかなか多くの大学にご参加いただいておりますが、今年も年明けの1月に開催する予定ですので、ご関心のある方はお早めにお申し込みいただ

ければと思います。

また、研修としては、研修員制度を設けております。これまで50大学、合計76名の職員の方が、研修員として大学評価の実務に参画していただきました。所属大学に戻られてからは、評価室やFD担当などでご活躍されていると伺っておりますし、直接、認証評価の担当ではなくても各部署で、自己点検評価の重要性について説いていると伺っております。

次に3点目ですが、第2期に入って、学習成果の測定を行うところを基準に入れたところ、評価指標の具体的な提示を本協会に求める大学が多いのが、今回の要望からも伺えます。

しかし、本協会は、何らかの具体的な指標をもって、各大学の学習成果を直接評価することはありませんし、評価指標にこれを使ってくださいと、評価指標を示すことはこれからもございません。まず、大学自身が、その評価指標、設定、把握、評価していただければと思います。

ただし、先駆的に取り組まれている大学の事例などの紹介は、情報提供としてこれからも行っていくことを、この場でお約束させていただきます。

国際的に通用する評価システムの構築についてですが、内部質保証、学修成果、これらは海外の質保証機関の評価基準を見ても、大学に求められているものであり、本協会の大学基準にもこれらが入っております。今後は、海外の大学との、例えば、共同学位、プログラムを設定したり、単位互換を行う際、本協会の評価を受けた大学が、海外の大学とのやり取りがやりやすくなるよう、

国際的なネットワークを通じて、海外の評価機関と連携を深めていきたいと思っております。

最後のデータベースですが、ベンチマークとして利用できるような、例えば、会員大学のみ利用できるデータベースを開発することで、各大学の質の改善、また本協会の評価を受ける際の基礎データとの軽減に繋げるよう検討していきたいと思っております。

最後、本日3枚目のポイントのスライドになります(スライド45)。認証評価制度が導入されて以降、大学基準協会というものは、大学団体というより、評価機関として大学から見られることが多いと感じます。しかし、本協会の設立の目的は、スライドに掲げておりますとおり、内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、我が国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動との国際的協力に貢献すること。これを設立の目的としています。ここに評価をするということは、一言も入っておりません。これは大学基準協会の設立の目的は、あくまでも大学の質的向上を図るための手段として、ピアレビューの精神のもと評価を行っていることを、改めてご理解いただきたいと思っております。

そして、今回のハンドブックの刊行においても、会員大学の教職員が集まって、大学のあり方を追求したことは、この設立目的そのものであると考えます。また、本協会の定める大学基準というものは、1951年に出された、適格判定についてのこの定義になると思っております。

大学はその学的水準の決定について、自主性を持つことは重要である。したがって、大学がその機能を果たすために維持すべき基準を定める、権利も大学に与えられるべきである。その上、大学の水準を高めるということは、その大学の自主的努力なしには実現されない。このことは、大学基準の適用は、本質的に大学自体がすべきであることを結論付ける。ここにあるとおり、これは現在求められている内部質保証に繋がる、先人たちの思いであるということ、本日改めて共有させていただければと思います。

本日以降、これから所属大学に戻って、自分たちの取り組むべき内部質保証は何なのかを考えていくことになると思いますが、その際は、本日途中で示しました、3枚のポイントのスライドに、特に今日ご参加いただけない方に伝えていただければと思います。

また、このハンドブックはもう少し在庫がありますので、注文もお待ちしておりますし、必要がありましたら、大学へお伺いし、お話をさせていただくことも可能ですので、お気軽にご連絡をいただければと思います。

少し時間が押しまして、聞き苦しいところもあったと思いますが、説明は以上になります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会 ただいまの説明につきましては、ご質問をパネルディスカッションの際に併せてお受けしたいと思っております。

以上で前半のプログラムが終了いたしました。

《総会・大学評価シンポジウム》

『内部質保証ハンドブック』 ～内容について～

公益財団法人 大学基準協会
大学評価・研究部 審査・評価系
主幹 原 和世



Japan University Accreditation Association

1

説明内容

- ◆ハンドブック刊行の背景
- ◆『内部質保証ハンドブック』の概要
- ◆大学基準協会の果たすべき役割



Japan University Accreditation Association

2

ハンドブック刊行の背景



第2期大学評価の改革方針

- 自己点検・評価の実質化
(大学の自己改善能力を高める)

- 大学の質の保証の第一義的責任は大学自身
(国際的共通理解)

- 大学における内部質保証の実質化と大学評価システムの連動
(大学・本協会の対社会への説明責任、評価の効率化等)



第2期大学評価の現状

□2011年度～2014年度の評価結果(151大学)

- ✓「内部質保証」に課題があると(努力課題または改善勧告で)指摘された大学:50大学
- ✓学位授与方針に学修成果が明示されていない、または不十分と(努力課題で)指摘された大学:98大学
- ✓学修成果の評価指標の開発に着手していない、または不十分と(総評で)指摘された大学:104大学



第3期認証評価における大学評価の基本方針

- 内部質保証の有効な機能を前提とした大学評価の一層の推進
- アウトカムを適切に視野に入れた評価の実現
- 多様な大学に適切に対応した評価の実現
- 大学としての基礎的要件の厳格な確認と明確な提示による大学教育の可視化
- 大学評価の国際的な通用性の発展・強化
- 社会との関係を重視した大学評価の実現
- より効率的な大学評価を追求することによる大学および評価者の負担の軽減



調査研究部会の設置

- (申請)大学において、本協会が意図する内部質保証に対する十分な認識が得られていない？
- 内部質保証の概念、構造を明確に示していない？



- 内部質保証のあり方に関する調査研究部会を設置
(大学教員4名、大学職員1名、大学基準協会職員2名)



部会における活動内容

- 国内の全大学を対象としたアンケートの実施
- アンケート結果からの大学へのヒアリング調査



□ ハンドブックの刊行

- ✓ 内部質保証の概念、構造を明確にし、各大学の理解を深め、その仕組みの構築と有効な運営に資すること
- ✓ 本協会の大学評価に適切に活かすこと



『内部質保証ハンドブック』の概要



目次

第1章：内部質保証の意義と背景

第2章：我が国の大学における内部質保証の現況と
取組事例

第1節：我が国の大学における内部質保証の現況

第2節：各大学の内部質保証に向けた取組事例

第3章：内部質保証システムの構築と機能化に向けて

第1節：内部質保証の組織体制（提言1）

第2節：内部質保証体制の運用の在り方（提言2）

第3節：大学基準協会の役割



「内部質保証」の現況



内部質保証とは

「大学基準」

10 [内部質保証]

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。



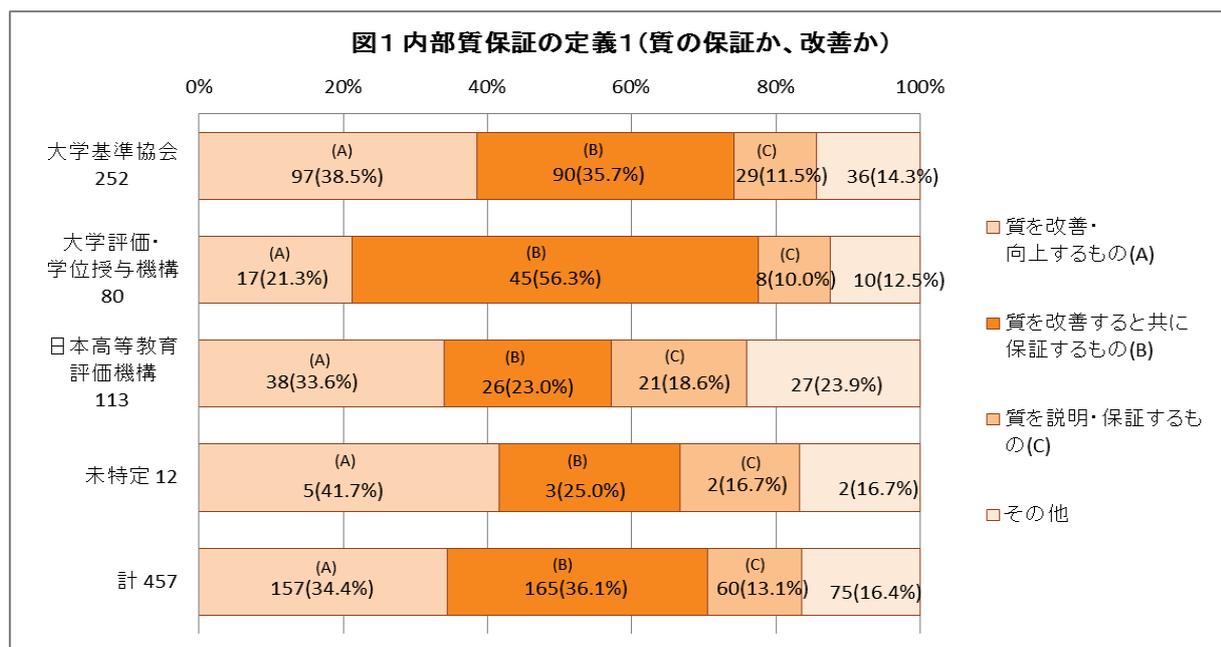
第1回アンケート調査結果(1)

- ◆実施期間:2013年11月～12月
- ◆送付先:国内768大学
- ◆回答率:457大学(59.5%)
- ◆回答方法:自由記述

Q. 貴大学では、「内部質保証」をどのようなものとして捉えていますか。貴大学が考える「内部質保証」を具体的に説明してください。



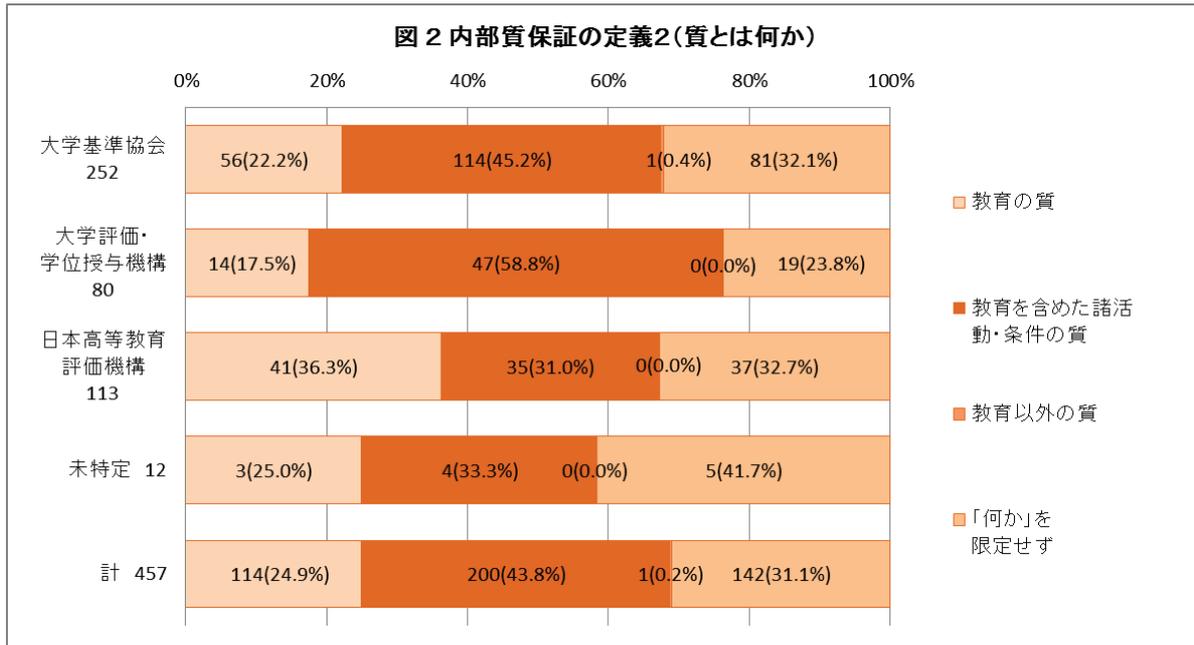
第1回アンケート調査結果(2)



出典:『内部質保証ハンドブック』18頁。



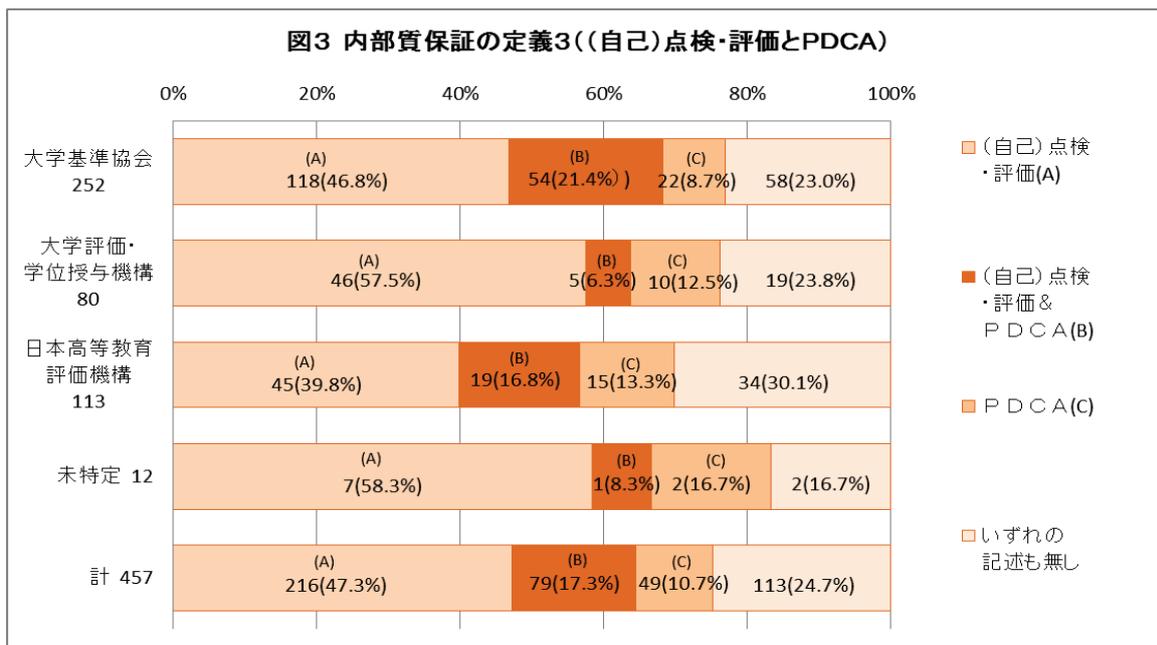
第1回アンケート調査結果(3)



出典:『内部質保証ハンドブック』19頁。



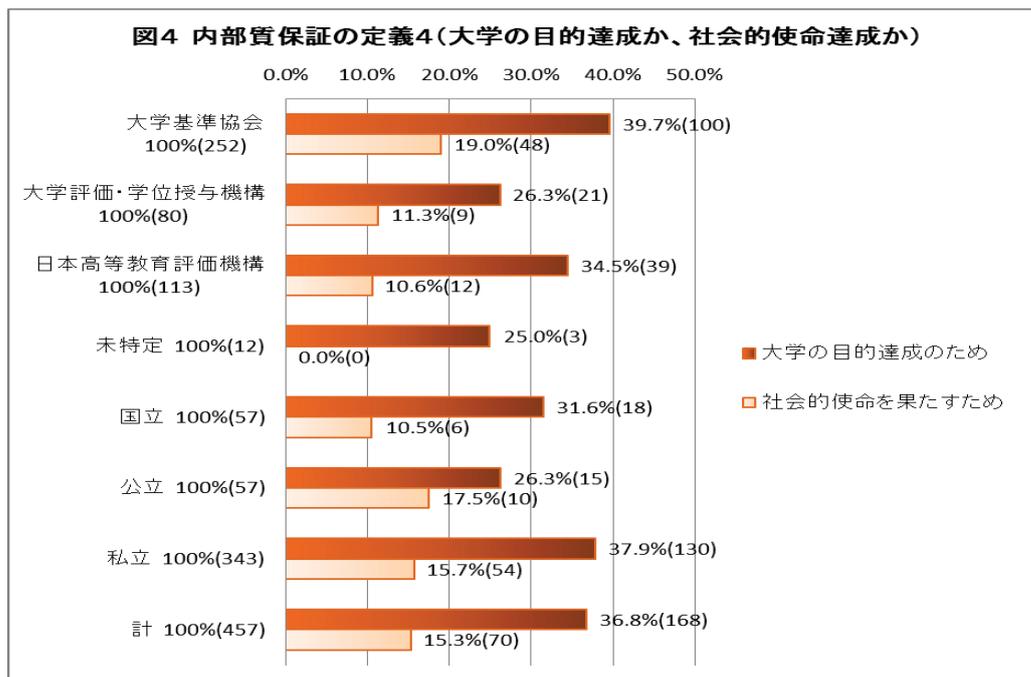
第1回アンケート調査結果(4)



出典:『内部質保証ハンドブック』20頁。



第1回アンケート調査結果(5)



出典:『内部質保証ハンドブック』21頁。



内部質保証とは



内部質保証の定義(1、再掲)

「大学基準」

10 [内部質保証]

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。



内部質保証の定義(2)

「大学基準の解説」

大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する(内部質保証)のための組織を整備するとともに、内部質保証システムに関する方針と手続きを明確にする必要がある。また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。



内部質保証の定義(3)

PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと

(大学評価ハンドブック4頁)



求められる内部質保証とは

□ 質の向上

- ✓ 客観性・独立性のある評価システムの構築と機能化
(大学教育の実質化のための改善メカニズム)

□ 自らの教育水準に関する説明責任(質の保証)

- ✓ 情報公開を通じて法令遵守や認証評価機関の評価基準に適合していることを自ら証明し、ステークホルダーへの説明責任を果たすこと

□ 恒常的・継続的プロセス

- ✓ 検証と改善、説明のプロセスを恒常的・継続的に行うこと



教育の質保証に関する 各大学の取り組み



第2回アンケート調査結果

- ◆実施期間:2014年3月～4月
- ◆送付先:国内768大学
- ◆回答率:378大学(49.3%)
- ◆回答方法:選択、自由記述
- ◆教育の質、特に学士課程における学修成果の検証システムに焦点



第2回アンケート調査結果・ 各取り組みの有効性(1)

- ◇学位授与方針との関係を示した「シラバス」に基づいた検証システム
 - ✓「個々の授業の内容・方法の検証」「教育プログラムの検証」で有効的
 - ✓授業の改善、教育プログラムの改善に結びつく

- ◇人材養成の目的や学位授与方針と授業科目との関連を明示すること



第2回アンケート調査結果・ 各取り組みの有効性(2)

- ◇専門家による外部評価(認証評価ではない)
 - ✓教育プログラムの改善につながる

- ◇学修成果の観点や基準の設定とその活用
 - ✓個々の学生の学修成果の達成状況把握が教育課程の改善につながる
 - ✓就職率や卒業率などのプログラムや大学としてのアウトプットばかりでなく、学生のラーニング・アウトカムに注目した取り組みも見られる



第2回アンケート調査結果・ 各取り組みの有効性(3)

◇規模の大きな大学における「IRのための組織の活用」

- ✓ 学士課程全体の検証と教育改革・改善方針の立案に有効的

◇教育プログラムの「設計」、「測定・管理」、「評価」の各段階における検証のための取り組みを組み合わせること



訪問調査の実施

- ◆アンケート結果、先行研究及び過去の調査から、大学教育を実質化させる先進的または特色ある取り組みを行っていると思われる大学を対象

(調査対象大学)

愛媛大学、九州大学、岩手県立大学、
鹿児島国際大学、金沢工業大学、
京都産業大学、東北学院大学、法政大学

詳細は大学基準協会HP「訪問調査報告書」

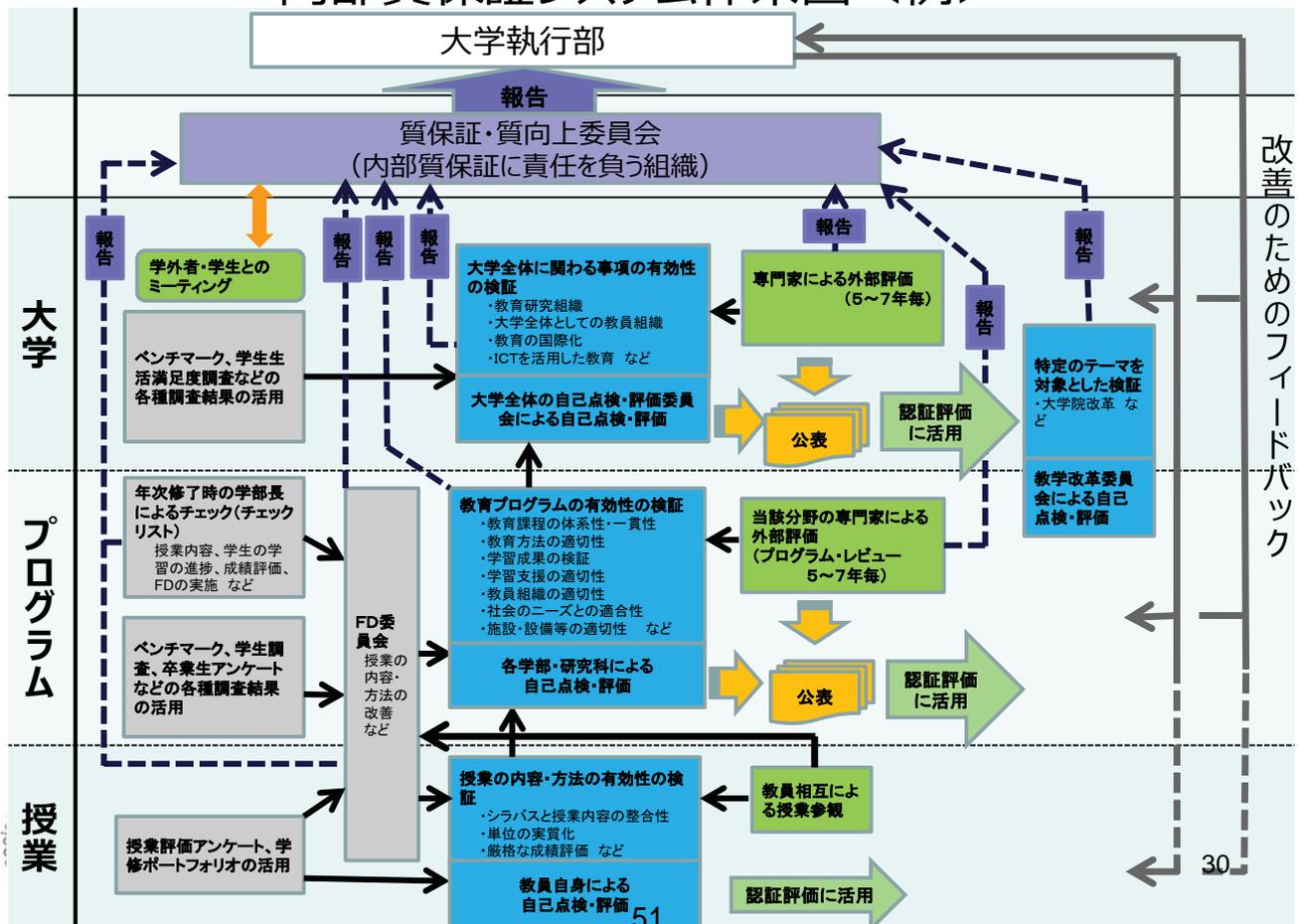
http://www.juaa.or.jp/images/investigation/pdf/visiting_research_report.pdf



内部質保証システムの構築と機能化に向けて



内部質保証システム体系図<例>



内部質保証システムの組織体制

□質保証全体に責任を負う組織の設置

- 内部質保証システムを掌る組織の責任と権限の明確化
- 内部質保証に関する方針の策定と手続きの整備（規程化）
- 自己点検・評価の基準の策定や検証プロセスの決定
- 検証プロセスを回すスケジュールの決定
- 検証結果のフィードバックの仕組みの整備
- 同組織を支える事務局（部局）の設置



教育の内部質保証の3側面

□理念・目的に沿った教育を実施していることを保証し、証明すること

- 授業レベル
- プログラムレベル
- 大学レベル



授業レベルの検証システム

- 各授業の内容・方法の有効性の検証
- 教員自身による自己点検・評価
- 単位の実質化、シラバスと授業内容の整合性、厳格な成績評価の実施
- 学生による授業評価アンケート結果、学修ポートフォリオを踏まえた改善方策



プログラムレベルの検証システム

- 教育プログラムの有効性の検証
- 学部・研究科単位での自己点検・評価
- 教育課程の体系性、教育方法、学修成果、学習支援、教員組織など
- 各教員による自己点検・評価の結果、学生や卒業生などへのアンケート調査結果、ベンチマークの活用

学位授与方針、教育内容の編成・実施方針、学生の受け入れ方針は「作文」で終わっていませんか？



大学レベルの検証システム

- 大学全体に関わる事項の有効性の検証
- 全学的観点から自己点検・評価
- 全学共通教育や横断的プログラム、教育研究組織、大学全体の教員組織、教育の国際化など
- 学生生活に関する調査結果、ベンチマークの活用



学外者の参画

- 自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するため
 - 授業レベル:教員同士の授業参観
 - 教育プログラムレベル・大学レベル:専門家による外部評価の定期的な実施



内部質保証を実質化させるための 提言(1)

- 内部質保証は、認証評価への対応ではない
- 内部質保証は、自己点検・評価の別名ではない



- 内部質保証の究極の目的は、学生の学習の充実と学修成果の向上



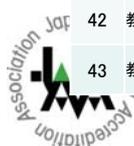
内部質保証を実質化させるための 提言(2)

- 「評価」の前に、学修成果に基づく学位プログラムの「設計」「管理」が重要
- 全学のみならず、学部・研究科等における教学マネジメントとガバナンスの確立
- 全学レベル、プログラムレベル、授業レベルのリンク
- 各大学の個性・特色を活かした教育のイノベーションを促進



第2期大学評価の有効性に関する アンケート調査の結果分析(1) 【大学評価前】自己点検・評価活動による効果

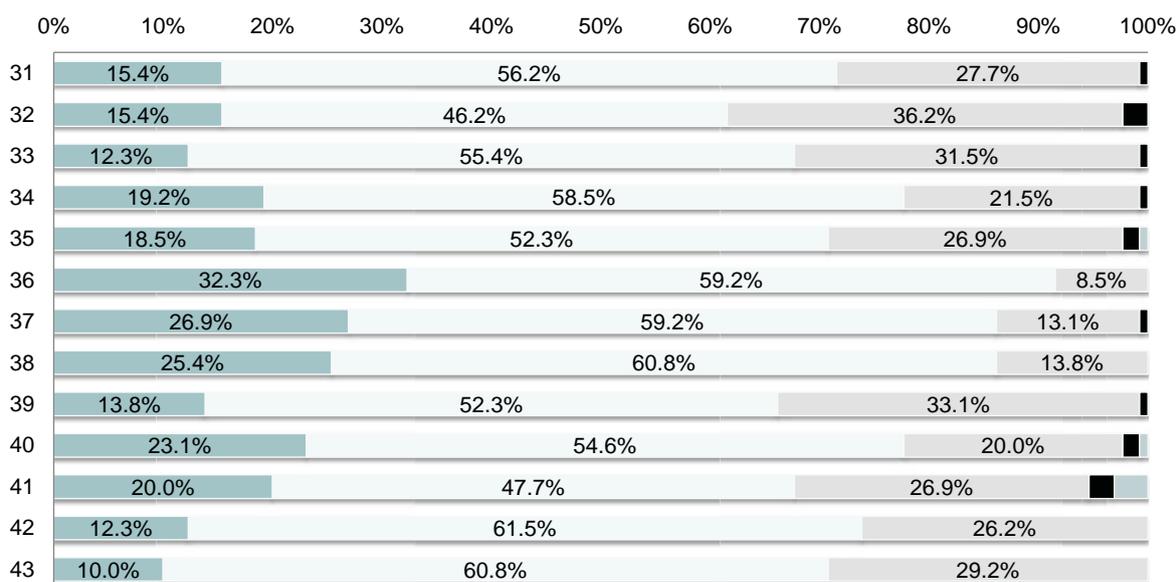
		該当する	おおむね該当する	どちらとも言えない	あまり該当しない	該当しない	未回答
31	自己点検・評価活動の実施意義が教職員に浸透した。	15.4%	56.2%	27.7%	0.8%	0.0%	0.0%
32	内部質保証システムが一層機能するようになった。	15.4%	46.2%	36.2%	2.3%	0.0%	0.0%
33	内部質保証に関する教職員の理解が深まった。	12.3%	55.4%	31.5%	0.8%	0.0%	0.0%
34	貴大学の諸活動に対する学内連携や情報共有が促進された。	19.2%	58.5%	21.5%	0.8%	0.0%	0.0%
35	将来計画の策定等に役立った。	18.5%	52.3%	26.9%	1.5%	0.8%	0.0%
36	課題が明確になった。	32.3%	59.2%	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%
37	明確になった課題への改善に取り組むようになった。	26.9%	59.2%	13.1%	0.8%	0.0%	0.0%
38	成果を出している取り組みが明確になった。	25.4%	60.8%	13.8%	0.0%	0.0%	0.0%
39	明確になった成果を出している取り組みに一層積極的に取り組むようになった。	13.8%	52.3%	33.1%	0.8%	0.0%	0.0%
40	ステークホルダーに対する説明責任を果たすことができた。	23.1%	54.6%	20.0%	1.5%	0.8%	0.0%
41	外部評価等の客観的な視点を加えるようになった。	20.0%	47.7%	26.9%	2.3%	3.1%	0.0%
42	教育・研究の質が保証された。	12.3%	61.5%	26.2%	0.0%	0.0%	0.0%
43	教育・研究の質の向上につながった。	10.0%	60.8%	29.2%	0.0%	0.0%	0.0%



Japan University Accreditation Association

39

第2期大学評価の有効性に関する アンケート調査の結果分析(1) 【大学評価前】自己点検・評価活動による効果



■ 該当する ■ おおむね該当する ■ どちらとも言えない ■ あまり該当しない ■ 該当しない ■ 未回答

大学基準協会：第2期大学評価の有効性に関する調査(アンケート調査)報告
(近日大学基準協会HPで公表予定)



Japan University Accreditation Association

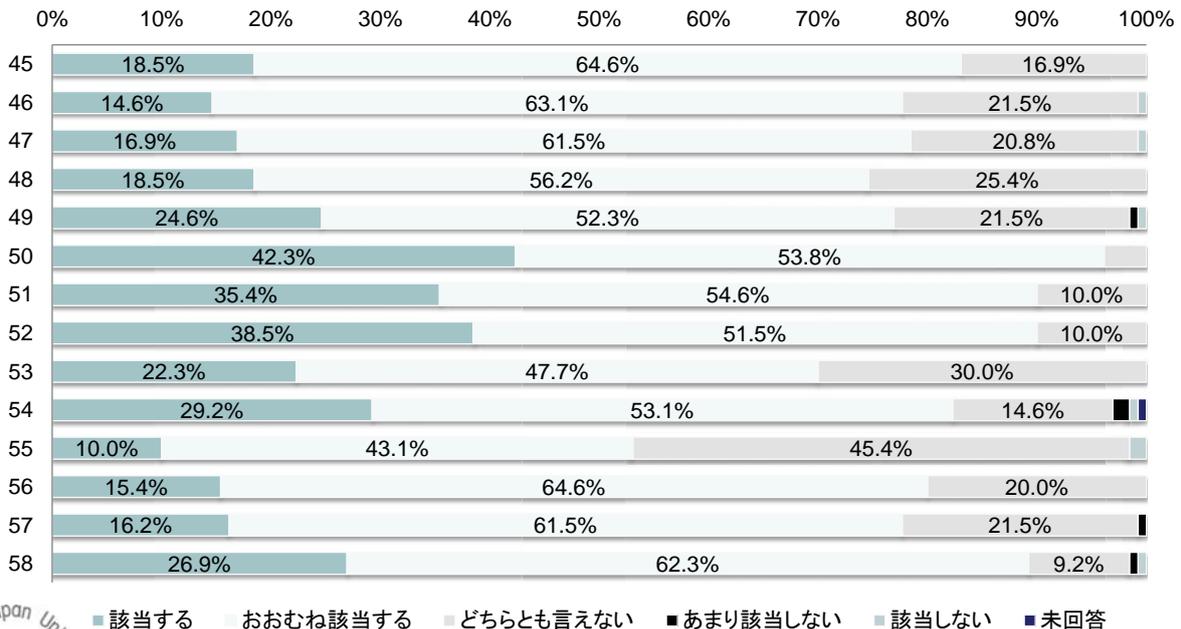
56

40

第2期大学評価の有効性に関する アンケート調査の結果分析 【大学評価後】大学評価(認証評価)結果による効果

		該当する	おおむね該当する	どちらとも言えない	あまり該当しない	該当しない	未回答
45	大学評価の実施意義が教職員に浸透した。	18.5%	64.6%	16.9%	0.0%	0.0%	0.0%
46	内部質保証システムが一層機能するようになった。	14.6%	63.1%	21.5%	0.0%	0.8%	0.0%
47	内部質保証に関する教職員の理解が深まった。	16.9%	61.5%	20.8%	0.0%	0.8%	0.0%
48	貴大学の諸活動に対する学内連携や情報共有が促進された。	18.5%	56.2%	25.4%	0.0%	0.0%	0.0%
49	将来計画の策定等に役立った。	24.6%	52.3%	21.5%	0.8%	0.8%	0.0%
50	課題が明確になった。	42.3%	53.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%
51	明確になった課題への改善に取り組むようになった。	35.4%	54.6%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
52	成果を出している取り組みが明確になった。	38.5%	51.5%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%
53	明確になった成果を出している取り組みに一層積極的に取り組むようになった。	22.3%	47.7%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%
54	ステークホルダーに対する説明責任を果たすことができた。	29.2%	53.1%	14.6%	1.5%	0.8%	0.8%
55	他大学の『大学評価結果』を自大学の取り組みに活用するようになった。	10.0%	43.1%	45.4%	0.0%	1.5%	0.0%
56	教育・研究の質が保証された。	15.4%	64.6%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
57	教育・研究の質の向上につながった。	16.2%	61.5%	21.5%	0.8%	0.0%	0.0%
58	改善報告書検討結果(第1期大学評価含む)をもとに、さらなる改善に取り組むようになった。	26.9%	62.3%	9.2%	0.8%	0.8%	0.0%

第2期大学評価の有効性に関する アンケート調査の結果分析 【大学評価後】大学評価(認証評価)結果による効果



大学基準協会の 果たすべき役割



大学からの要望へ対応するために

- 内部質保証に関する情報提供
- 各種研修の実施
- 評価指標の提示や国際的に通用する
評価システムの構築
- データベース開発



大学基準協会の設立の目的

「内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献すること」

大学基準のあり方(『適格判定について』)(1951年11月)

「大学がその学的水準の決定について自主性を持つことは重要である。従って、大学がその機能を果たすために維持すべき基準を定める権利も大学に与えられるべきである。その上、大学の水準を高めることはその大学の自主的努力なしには実現されない。この事は大学基準の適用は本質的に大学自体がすべきであることを結論づける。」



ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談については、お気軽に
大学基準協会までご連絡ください。

info@juaa.or.jp



パネルディスカッション

「今、内部質保証を考える」

パネリスト	早田 幸政	(中央大学教授)
	高田 英一	(九州大学准教授)
	大森 不二雄	(首都大学東京教授)
モデレーター	工藤 潤	(大学基準協会事務局長)

【パネルディスカッション】

今、内部質保証を考える

パネリスト	早田 幸政	(中央大学教授)
	高田 英一	(九州大学准教授)
	大森 不二雄	(首都大学東京教授)
モデレーター	工藤 潤	(大学基準協会事務局長)

司会 お待たせいたしました。これよりパネルディスカッションを開始いたします。

本日のモデレーターは大学基準協会事務局長の工藤潤でございます。

工藤 それでは、第2部パネルディスカッションを行いたいと思います。

今日、ご報告いただく3名の先生をご紹介します。まず皆さんから向かって一番左側、中央大学の早田先生でございます。それから、九州大学の高田先生でございます。そして、首都大学東京の大森先生でございます。

今日はこの3名の先生にご登壇いただきましたが、そのほかに何人かの先生にお加わりいただきまして、この内部質保証ハンドブックを作成します。

きょうのパネルディスカッションの進め方でございますが、まず3人の先生にそれぞれ、このハンドブックでご担当いただいた部分について10分程度プレゼンテーションをしていただきます。

そのあとに、3人の先生方に対するご質問、あるいはご意見、また先ほど休憩前に本協会の原主幹からハンドブックの内容について説明をいたし

ましたが、原主幹の説明に対する質問、意見も受け付けたいと思います。

それでは、まず最初に早田先生からご発表をいただきたいと思います。

【報告1】

「内部質保証」の位置づけとその意義

【「内部質保証」の意義】

早田 ご紹介いただきました早田です。

私が今からお話するのは、ハンドブックで言うところの第1章の内部質保証の位置づけとその意義というところで、主として内部質保証の考え方の背景について見てまいりたいと思います。

さて、内部質保証というものについて大学基準協会がどういう理解をしているのでしょうか。大学基準の10「内部質保証」は、教育の質を保証する制度であると書いています。大学評価ハンドブックは、「内部質保証」とはPDCAサイクルを用いて教育、学修等が一定水準にあることを示していく、そのための恒常的、継続的なプロセスのことを言うとして書いています。

【『内部質保証ハンドブック』と2度のアンケート調査】

私たち『内部質保証ハンドブック』の作業チームは、当初、このような大学基準協会の内部質保証に対する理解の前提のもとに、アンケート調査をしようということだったのです。原案は第2次アンケートのほうが先にできていたのです。

ところが、複数の委員の先生から「第2次アンケートは、大学基準協会の内部質保証が教育の質の保証をするという前提のもとにつくられたアンケートだから、それは基準協会がある方向に内部質保証のあり方について誘導することにもなるし、その結果として出てきたアンケートの結論は、客観性に耐えるものではない。それをもとに内部質保証のハンドブックをつくったって、それは客観的な内容のものとは言えない。だからまず、各大学は内部質保証についてどういう考え方を持っているのか、自己点検・評価との関係性はどうか、大学基準協会関係者のように教育の質保証をするということが内部質保証と思っていない可能性もあるよ」というように言われたのですね。

この件に関して大学基準協会の執行部の方から、「各大学に対してアンケートを2度も課すということを本当にするのですか」と言われました。しかし委員会内部の意見を尊重し、敢えて行うことにしました。

ただし、第1次アンケートの中身を大幅に省力化した上でこれを行いました。その上で、内部質保証というものについてどう考えているかということ委員会として理解するなど、内部質保証に対する座標軸を各大学で違うという認識のもとに、改めて第2次アンケートを行いました。そしてそ

の内容を精査して、アンケート結果に基づいて今回のこのハンドブックをつくったのです。

従って、このハンドブックの中身は、できるだけ我が国の大学の客観的な状況というものを踏まえつつ、所要の提言もさせていただいているということを、まず最初に申し上げたいと思っています。

【「内部質保証」に関する中教審等の理解】

では、内部質保証をどのようなものとして政府や中教審が理解してきたかというところ、このスライドにもありますように、アメリカやヨーロッパにおいては学力到達度というものをきちんと見るところに、内部質保証の意味があるのだというようになっていきます。それから、学士課程答申、それ以降の大学分科会の諸報告を見ますと、そこでは教育の質の向上というものを目指すべきで、専門分野別質保証を重視すべきだということになっています。これは要するに、内部質保証を授業レベル、プログラムレベルで行うという、それと関連することなのです。

【「内部質保証」と認証評価】

それと同時に、内部質保証というものについては、先ほどの原さんの話にもあったように、学力到達度を直接認証評価のところで見るのではなくて、そういうアウトカムを各大学がどう把握しているか、その把握する仕組みがきちんと適切に運用されているかを見るというところに、認証評価の役割があるということが、きちんとこの中教審答申で述べられているわけなのです。日本学術会議もこのことを踏まえた上で、ご承知かと思いま

すが、それぞれの専門分野毎の参照基準を作りつつあります(スライド6)。そこに言う参照基準とは、それらの分野ごとのアウトカムをきちんと明らかにし、教育プログラム毎の評価の仕組みを構築する上で役に立つ基準なのです。それと同時に、認証評価機関は各大学に学修成果の測定・評価を任せて、その適切性をきちんと検証していくことに、その役割は限定されるべきだと述べているわけでありませう。

すなわち、内部質保証とは、まずプログラムごとに教育の目的、目標それからアウトカムを明確化した上で、プログラムそのものの内容、方法の適切性を検証し、そしてそれを改善につなげることであります。

その場合に特に重視されるのが、学生がどれだけのことを身につけることができたか、それに対応して単位を与え、学位を授与することができたかということなのです。その一方で、それがうまくできなかった場合、どこが問題だったのかということもきちんと検証して、アウトカム・アセスメントに耐え得るような教育活動、教育プログラムというものをつくり運用していくべきなのです。そして、そうした活動をPDCAのサイクルの中で見ていくことになるのです。

ところが、プログラムそれぞれが別々に評価をしていると、大学としての一体性というのがなくなるので、大学全体として内部質保証の活動を行っていかないといけないわけです。

そして、その活動の有為性を見るのが認証評価機関です。ご承知のように、大学基準協会はプログラム評価ではなくて大学機関別認証評価です。ですから、大学基準協会はそうした大学全体

としての内部質保証の仕組みの有為性を見ていく、このようなことになることが図に示されています。

【「内部質保証」と学長のリーダーシップ】

ところで、去年の今ごろでしょうか、学長のリーダーシップというのが中教審の審議まとめで示されました。その折には、学部自治を学長が破壊するようなことはないのか、もしそれを侵すようなことがあれば、学長の責任をどう問うことができるのか、学長の責任を問えるような仕組みをつくるべきだなどという議論が、いろいろな大学で巻き起こったと思います。

これが一段落して、今、内部質保証という話になっているのですが、学長のリーダーシップの話が終わって、次に内部質保証という話になっているのではなくて、学長のリーダーシップの話と内部質保証の話というのはやはり密接に関連しています。さらに言うと、学長のリーダーシップは内部質保証を通じたアウトカム評価の局面でも発揮されるべきだとされているのです。

私のこのスライド(スライド8)を見ていただきたいのですが、これは中教審の質的転換方針答申から抜き出したものです。そこでは、学長を中心とするチームのもとでアウトカムを明示しよう、学長を中心とするチームはアウトカムの測定手法も明示しよう、さらに、実際に成果の評価を行い、その結果を受けて改善しよう。それこそが学長がリーダーシップを発揮すべき全学的な教学マネジメントだと言っているのです。

そういう意味において、その学修成果を測定・評価し、改善に結び付ける内部質保証の仕組みを効果的に運用していく上で、学長のリーダーシッ

プというのはとても大事ですし、そうした役割を効果的に果たすことができるようなものとして、学校教育法改正に基づく学長のリーダーシップの強化というものが登場してきたわけです。

今、教授会の役割の縮減ということが言われていますが、ご承知のように、学士課程答申では学部、学科から学位につながる教育プログラムへとという考え方の転換をするようにと書いています。それとの関連の中でも、そうした学部、学科の壁にとらわれない全学的な教学運営の中で、学長のリーダーシップのもとで学修成果を測定・評価し、学習権の主体としての学生たちに寄り添った教育を行っていくべきなのだろうと思います。

【高大接続の強化と「内部質保証」の今後】

参考までにご紹介すれば、初中等教育、高等教育は、今同じような形で制度改正がなされているのです。例えば、学校評価、教育情報の提供、職員会議の地位の限定化、それから教授会権限の縮減化、といったことが行われています。

校長のリーダーシップ、学長のリーダーシップ、さて、その先にあるのは何かということなのですが、その前に最近の政府の提言を簡単に見ていきますと、平成27年7月の教育再生実行会議の第8次提言では、真の学ぶ力の涵養に向けて、初中等教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革を進めましょうと言っています（スライド10）。その前の第7次提言では、縦割りの学部・学科組織を見直し、学生の学修成果を踏まえ、教育改善のための全学的マネジメントを確立しましょうと言っています。

そして、平成26年12月の高大接続答申は、学

修成果の把握と評価を推進すべきだということ、全学的なカリキュラム・マネジメントを確立すべきだということ、認証評価機関に対しては教育の外形を中心とした現在の評価法を改め、学生の学修成果や大学自身の成果把握とその転換への取り組みとして、内部質保証に対する評価へと改善するよう求めています。

ここで最後に、この高大接続答申を含めた昨今の政府の提言はどのようなものになっているかというところを見ていきます。

まず大前提として、高等学校までに培ってきた「生きる力」を支える「確かな学力」、この学力とは何かというと、「1番目に基本的な知識、技能、2番目が課題解決のため」にそうした知識、技能を応用できる能力、第3番目が主体的に学修に取り組む態度、意欲、志向性、以上、この3つが学力の3要素と言われているのです。

こうした学力を、高等学校が終わればそれはおしまいではなくて、学習指導要領に基礎づけられた「確かな学力」を、大学まで持ち上げていかないといけない。そして、「初年次教育」を高等学校の補習ではなくて、そうした高等学校までに身につけた学力を、大学の初年次できちんと確認する。そしてその上で教養教育、専門教育を展開し、彼らに学位を与えていく。入学時に高等学校までに培ってきた知識、能力をさらに伸ばしていった、卒業時の学位取得に必要な能力までつなげていきましょう。その継続的な教育の営みをきちんと確保させるための仕組みこそが、内部質保証ですと言っているのです。

そうした内部質保証の仕組みを確かなものとするために、教学マネジメントを通じて、目的、目

標の設定や見直しをしたり、3つの方針がどう具体化されているかということを見ていたり、それから教学のあり方、いわゆるその学部、学科の殻に閉じこもっていたカリキュラムを全学横断的なものにしていくというようなことも含めて、汎用性の高いカリキュラムに高めていく、このようなことが指向されているのです。

ただ、それを学長が勝手に行うのではなくて、そのようなことを行う上で必要なデータや資料、そして改善、改革のための改善策を示す、その役割を内部質保証に託すということなのです。

【結び】

このハンドブックをつくるために、基準協会の文書のみならず、その他の政府の答申等の調査研究も行いました。アンケート調査や訪問調査も行いました。今、私が説明したことは、そうした我々部会として共有し得た成果の一端でございます。どうもありがとうございました。

工藤 早田先生、ありがとうございました。

早田先生の今のご発表に対するご質問、ご意見につきましては、また後ほど、3人の先生の発表が終わったあと、まとめて受けたいと思います。

それでは、2人目でございますが、九州大学の高田先生からご発表をお願いしたいと思います。

【報告2】

内部質保証の取組に関するアンケート調査の概要

高田 ご紹介いただきました九州大学の高田と申

します。

私からは、内部質保証の取り組みに関するアンケート調査の概要ということで、主にテキストの2章についてご紹介させていただきます。若干先ほどの原主幹の報告とも重なるところがありますが、ご了承ください

報告の構成ですが、最初にこのプロジェクトに私がかかわらせていただいたスタンス、それからアンケート調査のうち第2回のほうの概要、最後に、アンケートの分析に関する所見という形で進めさせていただきます。

【スタンス】

まず、私がこの貴重なプロジェクトにかかわらせていただいた際のスタンスについてご紹介いたします（スライド2）。

私は現在九州大学大学評価情報室というところに勤務しております、大学評価及びIRの実務を担当しております。具体的には評価、IRに関するデータ収集、それから管理分析業務を行っています。また、評価に関して学内における内部質保証の実質化の業務を行っているところでございます。

ただ、実務を進めていても、やはりなかなか、うまくいかないというのが現実でございまして、評価の実務者として内部質保証を他大学ではどのようにうまく回しているのかということ、それからIRの実務者として、他大学でIRがどのように活用されているのかということを把握したいということで、関与させていただいたものでございます。

【アンケートの概要】

では早速、第2回アンケートの概要についてご紹介いたします。具体的なデータ等はハンドブックのほうを参照いただければと思っておりますが、今回は学士課程における学修成果の検証の改善に向けた個別の取り組みを対象としています。

個別の取り組みとあえて申し上げましたのは、これは、個々の改善のツール、という意味を含めてでございます。これは個々の改善のツールについて、このあとの分析で、これが多く実施されていた、これが改善に寄与したということをご紹介しますが、ではそれらの良い事例を導入すればいいかということ、それだけではだめでありまして、あくまでも大学のミッションや教育改善の全体の文脈に関連付けて導入する必要があるということ、最初に申し上げたいと思います。

このアンケート調査は、大学基準協会が作成されておりますシステム体系図（スライド4）に示されております大学、プログラム、授業、の3つのレベルごとに、改善のツールの実施の実績、それから改善への寄与というものを伺いましたものでございます。特に改善への寄与というのを今回伺っております。

なぜかと申しますと、どうしてもこういう個別のツールの導入は、評価対応のためのいうなればアリバイづくりになるおそれもあるということ、それから、実際の改善に寄与していなければ、新しいツールを導入しても、負担感だけが増加しまして、ひいては教育活動の劣化につながるおそれがあるということで、あえて改善の寄与というものを伺ったものでございます。

【調査結果の概要（教育プログラム）】

では、まず教育プログラムです。先ほどの図で言いますと真ん中の層になりますが、結果の概要でございます。

この図（スライド5）の見方でございますが、横軸のほうが実施率です。回答いただきましたのが、先ほどの原主幹のご紹介でもありましたが、378大学です。この中で何%がこの取り組みを実施しているかということになります。縦軸が改善への寄与です。実施していると回答のあった大学の中で、どれだけが実際に改善に寄与したと実感しているかというものでございます。

それから、縦と横に補助線を引かせていただいております。横の補助線は実施率の平均、それから縦の補助線は改善への寄与率の平均ということとなります。これらの補助線により、相対的なものになりますが、取組の実施率と改善への寄与率について4象限に分けられることで、参考に付させていただきました。

これを見ますと、まず実施率ですが、教育プログラムレベルで行っている大学が非常に多いのは、学生調査とかシラバスの点検、それからGPAの分析でございます。

これを縦軸、改善への寄与率を見ますと、専門家による外部評価、それからシラバスの点検、学生調査というように変わってまいります（スライド6）。

このことからシラバスの点検、学生調査というものは実施もされておりますし、改善の実績も上がっているということが言えるかと思います。

他方で、GPAの分析です。多く実施されているようですが、現時点では6割程度しか改善に寄

与していないという結果になっております。この点、GPAをどのように教育制度に位置づけて、どのように改善に結び付けるのかということが、まだ多くの大学で模索中という状況と言えるのではないかと考えております。

【教育プログラムの検証（規模別）】

これをもう少し分析してみますが、改善に影響を与える要因でございます。これはさまざまなものが当然考えられます。大学の文化、教育方針、などが考えられます。今回は一番わかりやすい大学の規模に着目して調べたものが、こちらの表ということになります（スライド7）。

三角で示しているものが8学部以上ある大規模大学です。四角で示しているのが単科大学で、非常に対照的な大学を示しています。

これで見ますと、先ほど改善の実施率及び改善の寄与、いずれも高かったシラバス、それから学生調査が、単科大学、大規模大学のいずれでも非常に効果が上がっている。規模にかかわらず実効性がある取り組みであるということが見てとれると思います。

それに対しまして、それ以外のところ、これはかなりその規模によって実効性に、改善への寄与率に差があるというような取り組みも、幾つか見られるところでございます（スライド8）。

この辺りの原因は現在分析中ですが、大規模大学では画一的な評価指標を示すことが難しい、そのようなところが課題として指摘できるのか等と考えております。

【個々の授業内容・方法の検証】

次に、個々の授業の方法の検証、レベルでいきますと、図では一番下のところに該当する点でございます（スライド9）。

まず実施率を見ますと、一番多いのが授業評価アンケート、そしてシラバスの検証、やはりシラバスの検証というのは多く行われております。それから、教員相互による授業参観の実施率が高くなっております。

他方、改善への寄与率を見ますと、授業評価アンケートやシラバスが非常に寄与率も高くなっているところでございます。

ここは個々の授業の関係ですので、大学ごとの規模の分析を入れておりませんが、特にシラバスがプログラムと並んで非常に効果が上がっているということが言えるかと思えます（スライド10）。

【学士課程教育の全体的検証】

最後になりますが、学士課程教育の全学的検証、レベルで申しますと一番上のレベルということになります。これを見ますと、実施率、寄与率それぞれ、一番高いところにありますのが大学全体に対する外部評価です（スライド11）。

他に、学生からの組織的な意見聴取結果といったところが、非常に高い実施率と寄与率を示しています。また、FD等の専門家の配置、これが寄与率では非常に高いものを示しています。ただし、実施率は低いという状況になっています。

それから、業績評価は、実施率は高いけれども、寄与率は比較的低くなっております。ここもやはり教員業績評価については実施されてはいるものの、それを改善に生かす仕組みが十分できていな

い大学が多い状況と言えるのではないかと考えています。

個人的に関心があります IR はどうかというと、こんなところに位置しておりまして、実施率、寄与率も非常に低い状況になっています。正直、ちょっとがっかりしたところですが、こういう結果になっています（スライド 12）。

やはり IR というのは導入にコストもかかりますし、それを改善に生かすためには、その学内の検証のシステムにきちんと組み込む必要がある。そういう条件の難しさがこの現状につながっているのではないかと考えています。

【学士課程教育の全体的検証（規模別）】

これをもう一度規模別に見たものがこちらです（スライド 13）。外部評価、それから学生からの組織的な意見聴取、やはり大規模、小規模のいずれでも高い実績を示しています。それから、実施率が全体では低かった教育開発、FD 専門家です。これは大規模ではかなり多く実施されておりまして、やはり高い寄与率を示しています。

それから、最後に IR です。大規模では実施率、それから寄与率もかなり高くなっています。

これを見ますと、この要因も現在分析中ではあるのですが、やはり IR の導入のためのコストを大規模大学は比較的クリアしやすい、それから大規模大学の場合、小規模大学で容易なデータによる全学的検証というものを、この IR によってクリアできるようになったことで、成果を比較的感受しやすいということが言えるのではないかと考えます（スライド 14）。

以上、雑駁でしたが、まとめますと、実施率、

改善への寄与率を見ますと、規模にかかわらず、有効な取り組みというのはある程度見えてきます（スライド 15）。

やはりシラバスの検証というのは大規模、小規模問わず有効でありますし、外部者、ここでは学生調査も含めてですが、それから専門家の評価といったものが改善に多く寄与しているということが言えるかと思えます。

それから、IR の活用の難しさということで、データによって教育成果等を俯瞰することは非常に重要であります。やはりそういう機能を実際に役に立たせるためには一定の条件が必要と言えようかと思えます。

最後に留意点ということで挙げておりますが、はじめに申し上げたとおり、ここで挙げたのはあくまで個別の取り組み、改善のためのツールということになります。そのため、大学ごとの全学的な検証システムの中にきちんと埋め込んで、教育改善のストーリー、それからロジック等の整合性をはかる必要があると思っております。

【所感】

最後に所感でございます（スライド 16）。これはあくまで私見ということになりますが、私が所属している大学では今アクティブラーナーの養成を目的として、教養教育、基幹教育から、専門教育まで含めた見直しを進めています。その中でこの結果を活用するとすれば、シラバスの検証から取組を充実させるべきであろうと思っております。

つまり、進行中の見直しの中で、教育目的、それから、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3つのポリシー

の整合性に配慮しつつ、シラバスをまず検証すること、さらに、その見直した結果について、IRを活用することでデータによってきちんと検証すること、特に学修成果の検証が重要だと思います。

そして、最後に、その検証結果についてデータを踏まえて外部専門家が検証するという流れの実現が、個人的な見解ですが、アンケート結果を踏まえて取り組むべきことではないかと思っているところでございます。

これは最後に私からの個人的な希望になります。先ほど申し上げましたような取り組みを進めるため、原主幹のお話にもありましたが、共用のデータベースをぜひ構築していただきたいと思っています。

やはり自大学のデータ収集だけでは学修成果等を示すのは十分ではないところがございます。ぜひ大学間連携を通じて、データの共有や、ベンチマークを推進できれば、よりIRあるいはその内部質保証に資するのではないかと考えております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

工藤 どうもありがとうございました。

それでは、最後に、大森先生からご発表をお願いしたいと思います。

【報告3】

大学の教職員に対する提言～「内部質保証」をどう捉え、どう取り組むか～

大森 ご紹介いただきました首都大学東京の大森といたします。

早速ですが、私からは、大学の教職員の皆様に対する提言と、このハンドブックの中で第3章第2節ですが、それはこちらに書いてありますね。これからお話しする内容あるいはスライドそのものは、私の個人的な見解ではなくて、このハンドブックに書かれていることの抜粋だと理解いただいて大丈夫です。

その第3章第2節というのは、内部質保証体制の運用のあり方ということですが、中身はと申しますと、約十数ページでしたか、そのうち総論に当たる部分、最初の91ページにございますが、ここで述べていますように、できるだけわかりやすく率直な語り口で提言を行ったつもりです。よくよく考えると当たり前のことが書いてあるということになるかと思います。

ここの第3章第2節というのは、私がこの内部質保証のあり方に関する調査研究会の中で、このハンドブックの執筆を担当した部分が、この第3章第2節ということでございます。

第2段落にありますように、残念ながら内部質保証という言葉だけが躍っているというのが、これまでの状況ではないかと思います。ですから、内部質保証というものが大学教育そのものの本来のミッションを果たしていくための営みであるということ、これから具体的に述べていきたいと思っています。

【内部質保証の出発点】

第3段落にありますように、要するに、業務負担ということではないプロセスとして、内部質保証というものをどのようにとらえるかということでございます。

8つの提言がこの全体の中に含まれておりますが、その第1、これはもう既に何回もこれまで聞かれたかと思うのですが、認証評価への対応ではないということです(スライド4)。では何かというと、大学の学生さんの学修成果を向上させるということが出発点であり、また到達目標であると、そのための営みであるということです。

第1段落に書きましたが、アンケートも訪問調査も行い、内部質保証に実効性を持たせている大学というのは、必ずしも内部質保証という言葉を使っていないことがある程度わかりました。

P D C Aサイクルを含めた組織的な教育改善の営みを、FDという言葉で表現している大学もありますが、言葉、あるいは定義を説明することではなくて、そもそも学生の学修をどう充実させるか、その結果として学生が得る学修成果というものをどう高めていくかが大事なのです。

そこへ教員、職員の努力が向いているかというところが大事で、それがうまくいっている大学というのは、言葉は使わなくてもそういうことができているということですね。これが提言1ということです。

なお、この提言は8つありますが、非常に詳しく説明してあるのはこのハンドブックそのものがありますので、このスライドにはそのエッセンスの部分だけを引用したということでございます。

【内部質保証はP D C Aサイクル全体の営みである】

それから、提言の2ですが、内部質保証は「また自己点検・評価の別名ではなく」と出ています(スライド5)。ここは基準協会の内部質保証の定義、私は基準協会の中の人間ではないので、褒め

てもいいと思うのですが、機関ごとに定義が異なる中で、この基準協会の定義が一番しっくりくると思います。

学位プログラムの設計、管理、評価、改善のP D C Aサイクル全体が大事だということで、もう既にこれまで基調講演の村田先生初め縷々ありましたが、そのことを頭にぜひ置いていただきたい。すなわち自己点検・評価の別名ではないということでもあります。

第2段落にありますように、そもそも3つのポリシーとは何だったのかということを考えれば、その学位プログラム、つまり大学教育の営みというのを、個々の先生が好きなように教えてということではなくて、そのプログラムにおいてどういう学生を受け入れて、それをどういう人材に育てていくかということ、きちんと組織的に合意しながら行っていく、そういう営みであります。

ですから、その3つのポリシーのことを考えれば、最後の段落に書きましたように、そもそも点検・評価の前に本当にそういうプログラムの設計になっているのか、そしてそれは額面どおり本当に実施できているのかということが大事でありまして、もちろん、その点検・評価のあとには改善がなされなければならないということでございます。

【「設計」及び「管理」の重要性】

繰り返しのなるかもしれませんが、今のP D C Aで行きますと、評価の前に設計及び管理が極めて重要ということでもあります(スライド6)。特にその設計ですね。デザイン、これは新しく大学をつくる、新しい学部、学科をつくる、あるいは

新しい学位プログラムをつくる等というときには比較的行きやすいと思います。実際、私も新しいプログラムをつくった経験がございますが、それはやりやすい。その考え方に賛同する教員が集まってやればなおやりやすいということはありません。

ただ、ほとんどの大学のほとんどのプログラムは既にそこにあるわけですので、ここで言わんとするデザインというのは設計なのですが、再設計、リデザインです。そういうことに役立つPDCAサイクルなのかと問われるということです。

自己点検・評価をやって何か改善したふり、アライズづくりと高田先生の言葉にありましたが、そういうことではなくて、やはり目指すものどちよと違うと思ったら、そのプログラムそのものを設計し直す。

それはつまり、各先生が担当する授業の中身そのもの、あるいは授業のやり方、そういったものを変えていくということにつながるわけなのですが、それを行わずに測定評価だけ、さらにそれに基づいて改善しているふりをするということは、ほとんど皆さんにとってその業務負担でしかないということになってくるのではと思っています。

第2段落に書きましたように、その教育的な考え方で筋のいいプログラム、つまり、その学生にちゃんと何かを身につけてもらえる、学生がその中で一生懸命学んで何か獲得できるプログラムというのは、おおむね経営的にもうまくいく、つまり、学生が集まるプログラムということになってくるかと思っております。

第3段落に書いたことは、当たり前ですが、その設計とともに実施、その実施管理、これが極めて大事で、きちんとしたルール、しかしながら一

定の柔軟性を持ったルールでその学生の学修を促す、その自主管理がちゃんとできているかということでもあります。

【「教学マネジメント」とガバナンスの確立】

そして、第4の提言であります。これは先ほど早田先生のお話にも、学長のリーダーシップ、あるいは全学的なガバナンスというお話がありました。法律改正もございました。

ここで私が個人的に危惧するのは、全学のガバナンス、全学のマネジメントというのは重要でありまして、それに異を唱えるものでは全くございませんが、それしか強調されないのはいかなるものかということです（スライド7）。

要するに、全学はもちろんです。やはりその大学教育の実態というものを考えれば、その学部研究科等、現実にその授業を提供する組織単位におけるガバナンスマネジメントというのが重要であることは、論を待たないわけです。

言ってみれば、学部、学科あるいは研究科、選考レベルで、この今日ここにいるスピーカーの皆が語っているようなことが共有されていくということが、私は重要なのだろうと思っているわけがあります。

【全学レベル（マクロ）、プログラムレベル（ミドル）、授業レベル（ミクロ）の質保証】

それから、これも既に原さんのご説明等いろいろありましたが、マクロ、ミドル、ミクロですね。全学、プログラム、それから授業レベル、これをリンクさせるということ（スライド8）。

結局、上のほうだけでポリシー、立派なものを

作文してつくっても、下といたしますか、実際の現場の教室の授業、講義、演習というところと切れてしまっていて、実質的なインパクトを及ぼしていないのだったら、それはまさに、何度も言いますが、アリバイづくり、あるいは業務負担にすぎないということになってしまいます。

そこをどう結び付けるかというところですが、ハンドブックにさまざま書いてあるように、やはり一番強調したのがシラバスでございます。先ほどの高田先生のアンケート結果のご紹介にもありましたが、やはりシラバスというのは極めて重要であります。

全学のポリシーでシラバスに一定のものを持つてくるということもできますし、あるいは学部研究科レベルでそういったシラバスのルールづくりというものもできます。

そして、そのルールというのは何かというと、例えば先般の質的転換答申で求めたような予習、復習を含めた授業外での学修ですとか、あるいはアクティブラーニング的、つまり、受動的な講義がだめだとは言いませんが、それだけではない学びというのが、その各学位プログラムの中にもどの程度導入されているかとかいうことを考えたときに、それを現実に実現する場は個々の授業ですから、個々の授業科目において先生方がまずそういうことを意識してシラバスをつくる。

シラバスをつくるというのは業務負担ではないのです。本来教員にとっては、その授業を設計するほとんど唯一の機会ということなのです。授業はこうやるかなんて考えてから、あとからシラバスを、大学に出さなければいけないからつくる、書くというのは本末転倒であります。

シラバスというのは非常に重要な授業デザインのツールで、逆に言えば、そこにそのプログラムレベルあるいは全学レベルのポリシーを反映するということが、これは現実の授業にインパクトを持つてくる一つの大きなメディアといたしますか、これがシラバスということだろうと思っております。

【各大学におけるストーリー】

それから、先ほどの高田先生のご報告にもありましたが、個々のツールというのは、その単体では必ずしもそれだけでその教育の質の向上にインパクトがあったという回答にはなっていないということがありました（スライド9）。

ただ、私が言いたいのは、こういう個々のツールの意義を否定していることではありません。なぜ個々のツールだけでインパクトを持たないかといえば、やはりその内部質保証という言葉を使っていなくても持っている大学というか、持っていますねと。

何を持っているかということ、その大学自身のストーリー、物語です。先ほど、同志社大学の村田先生も基調講演でおっしゃいましたが、まさに同志社大学としての物語というのを構築しつつあるのだというお話でありました。

語れるものがあり、現実にそれをどうぞ見てください、調べてください、我々が語っていると通りの教育改善の営みあるいは日々の教育実践というものをこの考え方でやっていますというような、そういう物語性をそれぞれの大学が持っているかどうかです。これを持っている大学はやはり内部質保証ができています。内部質保証という言葉を使わなくても、これは法制調査等を通じても

確認できたことであると、我々は認識しております。

それがあってこそ、例えばポートフォリオ、あるいはルーブリック等、それ単体で万能薬ではなくて、その全体として、そのロジックでつながっているということです。

ロジックというのは何かというと、別の表現をすればどうしても、村田先生がシステムミックという言葉が使われましたが、言ってみれば、その目的に向かって、つまり学生の学修を充実したい、あるいは学生の学修成果を向上させたいという目的に向かってさまざまな工夫とか取り組みというのが、同じ方向を向いて、矛盾なく首尾一貫して組み立てられていて、その方向に実際に教員、職員が動いているという姿です。

これがストーリーでありロジックであるということ、ロジックで貫かれたものは一つのシステムとして統合されているということでもあります。

【学士課程答申及び質的転換答申が求める大学の独自性】

学士課程答申、それから質的転換答申、この2つの答申が、やはり近年の大学教育改革の大きな方向性というものを規定していると思います。内部質保証という言葉が使われる、あるいは教学マネジメント、教学経営という言葉が使われている。こういう2つの答申によって導入されていると言って差し支えないと思います。

この2つの答申の第1段落は、もう時間がないので、読んでいただければと思います。要約すればここにあるようなことなのだろうと思っております。

それから第2段落は、第1段落にあるのが、言ってみれば、2つの答申のエッセンスを超要約したわけですが、これを実現する物語あるいは全体のロジックについて、再三マニュアルは示しませんというようなお話も、原さんからもありましたが、つまり、残念ながらそれは各大学でやるしかないわけです。

全国の全大学が780ぐらいでしたか、これが皆右へならえでマニュアル化したら大変なことで、それはあり得ないと思いますし、あってはならないと思います。その第1段落にあるようなこの大学教育改革の考え方を、自分の大学で実現する。

難しい、テクニカルな話は脇に置いておいて、まず学生の学修を充実する、その学修成果というのを少しでも向上させる、そのためのロジックと物語というのは、それぞれの大学で考えていただくしかない。

受け入れる大学も、それから分野も、そして人材として輩出していく先の領域も違ってくるという中で、もちろん大学の規模も違うということで、それぞれ考えていただくしかないということです。

【イノベーションを促進する内部質保証】

それから、提言の7であります(スライド11)、これは、今まで申し上げること以上に私は強調したいと思うのですが、質保証というのはどうしてもこれまで評価、認証評価もそうですし、自己点検と言いながら、自己点検・評価もやはり評価ということで、評価と聞くと皆身構えて、守り、防御の姿勢に入っていく。減点を恐れるということですよ。

減点主義ではなくて加点主義というのは、これ

は第1段落の終わりのほうに書いていますが、やはりこれまでの評価というものを私は否定しません。必要だったと思います。

それぞれの大学の問題、課題というのを直視してということ、特に教育について、これはやはり評価、認証評価を含めた評価によって迫られて初めて、そういうものに各大学内において取り組まれるようになっていくのです。

そのため、次のステップとしては、防御、守りではなくて、積極的にイノベーションを促すようなもの。すなわち、機械的なチェックリスト方式でこれをやった、これをやっていないとか、これをやっていないのを、次の認証評価までに間に合わせようとか、わかりやすく言えば官僚主義的なルールへの同調、ルール遵守です。ここで言うコンプライアンスというのは、余りよくない意味で使っています。

しかし、「ルールを守ればいいでしょう」ということではなくて、やはり本当に学生の学修あるいは教員の個々の授業というものに、インパクトをもたらすようなものになっているのかということが大事で、そういうことで、第2段落に前向き志向と柔軟性ということを書いています。

逆に言えば、何のためにPDCAと言うかといえば、変革のマネジメントのためだと思うのです。チェンジする必要がないのだったらPDCAと言ったって意味がないし、それにどんな大学でも、程度の差はあれ現状で十二分ということはないと思うのです。

ですから、現在うまくいっている大学あるいは学部であっても、今よりさらに課題は何で、さらによくする、前向きな、減点ではなくて加点、そ

ういうことを考える変革のマネジメント、こういうカルチャーをつくっていくことが大事です。

そういうカルチャーのある組織というのは、小さい単位だと、例えば個々の学位プログラムを持っているところでそういうカルチャーがあるところもあると思います。

ここにお集まりの皆さんは、名簿を拝見したところ、職員の方々のほうが多いようですので、その全学的なところでいいますと、いかに前向きなカルチャーを持った学部や研究科あるいは学科や専攻というものが、全学から支援を受ける、褒められる、認められるというカルチャーを、全学的に前向きなカルチャーをつくることによって、そういう小さい教員組織の単位が活性化していくのではないかと考えています。

評価とか質保証というのを防御のものというふうにする時代はもう終わったということで、少なくとも基準協会はこの提言として取り入れているわけなので、今後評価はそういうふうには基準協会の認証評価も変わっていくだろうと期待しています。

【内部質保証の究極の目的】

それから、提言の8で(スライド12)、最後の提言ですが、ある意味、最初の提言1に戻ってくるような感じですが、結局その個々の授業あるいは個々の学生の学修の営み、そこにインパクトがなければ、内部質保証とかPDCAサイクルとか言っても余り意味がない、単なる業務負担になってしまいます。

そこが究極の目的なのだということで、そのために役立つことを今自分たちはしようとしている

のかと常に考えて、評価ツール等も含めて、個々の具体的な取り組みを考えていただくということ、それが大事です。

最後に書きましたように、手続論、技術論の中でそこが見失われてしまいがちということは、私も経験上ございますので、その原点を忘れないようにやっていただければというのが、この提言8のエッセンスです。

時間が超過してしまいましたので、では1枚だけ、この内部質保証という言葉なのですが、自慢ではないですがという場合は、大概自慢するわけですが、日本で最初に恐らく使用したのはこの私でございます(スライド14)。もう10年も前の論文ですので、2005年、「高等教育研究」という、日本高等教育学会の機関誌であります。そこにおいて、これはどういうことかという、イギリスやオーストラリアの大学というのは、東南アジア等あちこちに海外分校をつくっているのです。海外分校の教育の質をどう担保するかという部分について、その英語がインターナショナルクオリティアシュアランスといい、当時日本でほとんど使われていなかったというか、自分が初めてと言っているぐらいですから、論文では見たことがありませんでした。これは内部でもいいのですが、「内的質保証」というふうに訳しました(スライド15)。

ここに書いてあることでわかるように、そのイギリスやオーストラリアの大学の本校がきちんとクオリティをコントロールしている。それはカリキュラムや試験、教員の資格や、教育の力、能力、資格等です。

さらに言えば、これを事後的に点検・評価するという話ではないのです。もちろん、事後点検・

評価も必要なのですが、事前に、そして教育の実施中、現実に質が担保されているということが大事で、現実に教育のプロセスにおいて担保されているという状態、これこそ内部質保証がされているということであり、そういう状態にするためのメカニズムやプロセスというのを、また同時にその内部質保証という言葉は指しているのです。

少なくとも英語圏、特にイギリスにおいて内部質保証というのは、点検・評価という狭い意味ではなくて、日頃の教学、学務、教務のマネジメントを含む、あるいはマネジメントのもとになるルールや基準づくりといったことも含めたトータルでもって、教育の質を担保、確保しようということでもあります。

そして、それはもう当然のことながら大学のミッションであって、基準協会あるいは文科省に言われるから、中教審がこう言っているからやる、やらないという話でないのは当然のことであるわけです。

こういった問題意識をずっと持っておりましたので、今般、基準協会での調査研究部会に加えていただき、かつ、ここの担当部分を執筆させていただき機会を得て、大変ありがたくも思いますし、ぜひ多くの大学関係者と認識を共有し、あるいはこのあともディスカッションしていきたいと思っているわけでございます。

ご清聴ありがとうございました。

【ディスカッションまとめ】

工藤 3人の先生方、ありがとうございました。

先生方のかなり熱いお話で、残り時間が約10分になってしまいましたが、ここで2~3質問を

受けたいと思います。

この今の3人の先生方の今のご発表、また休憩前のハンドブックの内容について発表した原主幹に対する質問、ご意見、どうということでも結構でございます。質問のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。もう皆さん、内部質保証は何かというのは大体理解されたというふうに理解してよろしいでしょうか。どうということでも結構です。

質問がないようですので、では、私のほうから、今の先生のご発表の中で、ちょっと確認の意味を含めてご質問を一つしたいと思います。

まず、早田先生の発表の中に、7枚目のスライドのところにアセスメントポリシーという言葉が出てきております。これは確かに中教審の答申の中でも出てきた言葉でございます。

3つのポリシーに加えて、またさらにポリシーを立てろということなのかということですが、このアセスメントポリシーというのは具体的にどうということ、それを立てることの意義とは何かということについて、早田先生の個人的な見解でもいいですし、あるいは答申の中でどのようにそのことについて触れているのか、簡単にご説明いただければと思います。

早田 時間もございません。答申でどのように触れているかということですが、アセスメントポリシーについての定義づけが、高大接続答申で出ています。

読み上げますと、「大学全体としての共通の評価方針」。これではだめですね、もう少しきちんと説

明してくださいということですよ。

アセスメントの手法としては、学修行動調査、成績評価、卒業認定等があります。他にも、学修ポートフォリオ、教員ポートフォリオ、それから、いわゆる1年次、3年次の学修実態調査等いろいろあると思うのです。

これをピンポイントで使うというよりは、やはり入学者選抜方針に基づいて学生を選抜して、そして彼らに付加価値を与えて卒業させるわけですから、それがそれぞれの大学ごとに、あるいは教育課程ごとに、どのような形で彼らのアウトカムを評価するのかということになり、その方法は大学毎に異なるでしょう。

それから、仮に卒業生の進路を見ると言っても、東京大学と地方にある県立の大学とでは、仮に同じ法学部でも、その評価の仕方は異なっていないはずなのです。

例えば、国家公務員1種試験に多く合格させるということが、教育目標として掲げられていないにもかかわらず、国家公務員1種総合職に10名通りました。しかし、その10名がその大学に行っておらず、近くの政令都市の駅前のダブルスクールで勉強していたということであるということであれば、あまりよろしくないということであったりします。

その大学がその教育目的、目標に沿って自身のアセスメントの方向性を定めるということ、これは要するに、ポリシーを定めて自分の大学を縛るのではなくて、先ほど大森先生がおっしゃったように、すべての大学が、どこも画一的なアセスメントの方法や指標でなく、やはりそれぞれの大学みずからが自主性を持って行うことが求められる

と思うのです。

そういう意味において、アセスメントポリシーというのは一定の意義がある。それは大学のアセスメントの方法を縛るのではなく、むしろ自立性を発揮させるという意味でとらえるべきだと、私は思っています。

ただ、一言言いますと、評価の方針、評価手法については、この答申はこのように言っています。

「国及び新テストを担う実施主体が、そうした評価方法を開発する専門人材を育成する評価力を高めるための具体的な検討」を行いなさいと書いているのです。これを受けて、大学基準協会もその辺の調査研究をさらに行っていただいて、各大学の自主性を増すような方向性で何か具体的な方策を呈示することを協会には望みたいと思っています。

工藤 ありがとうございます。

ほかの先生方、何かこの件についてコメントがあれば、お願いいたします。

フロアのほうで何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

もう時間がなくなってきましたが、内部質保証というのはどういうものなのか、あるいはその自己点検・評価と内部質保証はどう違うのかというのは、大体ご理解されたというふうに、私もそのように理解いたします。

最後に、そうしましたら、その内部質保証をどう機能させるのかということが、一つポイントになろうかと思っています。

先ほど、大森先生のほうからカルチャーという言葉が出てきました。よく言われるのが質の文化、

クオリティカルチャーという言葉ですが、例えば、2009年に公表されましたOECDの高等教育政策レビューの中で、日本の高等教育機関、すなわち大学には、いわゆるそのクオリティカルチャーがないと。

つまり、そうしたカルチャーがないということは、その大学が主体的に質の向上に取り組むという文化がないのだ。日本の大学というのは外圧があれば動くけれども、自発的に質を高めていくという文化がないというようなレビュー結果が示されております。

このカルチャー、質の文化を醸成していくということと、やはり内部質保証を機能させていくということも、かなり密接に関係してくるかと思はるわけですが。

先ほど大森先生からもそのお話がありましたが、最後に、どういう観点からでも結構ですので、3人の先生方にそれぞれ一言、質の文化、カルチャーを高めていく、そして内部質保証を機能させていくためのコメントがあればと思います。

では、高田先生、大森先生、早田先生の順番でお願いします。

高田 私から申し上げますのは、質というと、非常に多義的です。手前みそになるのですが、そういうところをクリアする意味で、いわゆるツールとしてIRが有効ではないか、と思っています。

IRが学内でこれまで経験と勘で行われた活動や成果というのをデータによって数値化する、見える化することで、学内での改善の方向も共有し、動きやすくなるではないか、と思います。

また、データに基づく経営という点は、ここに

多くいらっしゃる職員の方の士気を上げることにつながるのではと思っています。これまで教員の偉い先生の経験と勘で動いてきた大学経営に対して、データに基づく運用という考え方は、職員等より広い方々の参加を可能にし、教職協働の実現に資するのではないかと考えています。

大森 質の文化ということですが、これはまず全学レベルで行けば、言ってみれば文科省とか、あるいは設置審とか、あるいは認証評価機関とか、そういうところに対応するというのではなくて、まさに大学の責任において定期的にプログラムの状況というものを、各プログラムを提供する部局といいますか、学部とか研究科に対してきちんと求めていく。

率直に、トップダウンということではないのですが、やはり指摘すべきは率直に指摘し、それに対してきちんとプログラムを提供する側も説明していくという文化が一つだと思います。それは全学的にそのような雰囲気になっているかと。

もう1つは、先ほど申しあげましたように、全学も大事だけれども、その部局、学部研究科等も大事とお話ししましたが、学部研究科あるいはさらに小さい学科専攻単位で、どのような雰囲気になってほしいかということ、これは、たしかハンドブックの中にも書いていたと思います。

工藤 ありがとうございます。最後に、早田先生。

早田 私は大学で教職課程の責任者であるという

例えば、特定の学位プログラムに参画する教員その他のスタッフが一堂に会して、そのディプロマポリシーとかカリキュラムポリシーに基づく科目の教育内容というものを、教員同士が相互に点検する。

現実にはそういう経験がありますので、ただ、それは新しくつくったプログラムだからできたのです。従来からずっとあるプログラムでそういうことを言い出すというのは、なかなか教員同士で勇気が要ることだろうと思いますが、そういったことを行っていく。

そして、シラバスについても、きちんと皆で集团的議論をして、シラバスのガイドラインを、そのプログラムに参画する教員が討議して合意し、そのようなガイドラインをつかって、それに基づいたシラバスで成績評価等も行うということです。

それは、個人攻撃とかではなくて、お互いにざっくばらんに行えるようなカルチャーというものができている学科や専攻、あるいは学部、研究科等といったものが、言ってみれば質の文化があるのかなど。

全学で言えば、前向きに、しかも集团的に先生の壁を取り払ってやっていくような組織単位が、学内でふえていくような雰囲気づくりをするのが、全学の質の文化の重要な役割ではないかと思いま

ことも影響しているのかもわかりませんが、一人一人の学生さんの顔や行動を見ると、私たちは社会それから親御さんから学生さんたちを預かっているのだという気持ちになることがしばしばです。

彼らはその希望するような形で社会に羽ばたき、そして充実した人生を送ってくれればいいな、私

たちはそういうことをするお手伝いとしてきちんとした教育をしていくのだという自覚のもとに、教職員ともども教育に邁進することが求められていると思います。

そのことが大学教育の質を高めるモチベーションにもなるでしょうし、組織的な質保証、大学評価のシステムを効果的に構築・運用していく大きな契機ともなるかと思っています。

工藤 ありがとうございました。

大学基準協会が内部質保証を重視していく方向を示したのが、2011年度から始まった第2サイクルでございますが、現在、平成30年度から始まる第3サイクルに向けて評価システムの検討を進めているところでございます。

第3サイクルは、もう第2サイクルで内部質保証がきちんと構築されているかどうかというところを、評価の中でしてきたわけですが、今度はそれをどう機能化させて、その有効性を高めているのか、その土台になるのが、今言ったよう

な文化、大学の中に質文化を構築していくということも、一つ重要な点だろうと思っております。

今日は時間が足りなくて十分な議論ができなかったと、私もモデレーターとして反省しております。

今回、大学基準協会が公表いたしました『内部質保証ハンドブック』につきましてご説明したということと、それから、またここでいろいろなお話がありましたが、これをぜひ皆様方の大学に持ち帰って、内部質保証の構築に、あるいはその機能的有効性を高めていくというところで、活用していただければと思っております。

きょうは長時間にわたりましてありがとうございました。

それでは、最後にパネリストの先生に、盛大な拍手をお願いしたいと思います。

司会 パネリストの皆様、ありがとうございました。

<JUAA大学評価シンポジウム>
[パネルディスカッション]:「今、内部質保証を考える」

「内部質保証」の位置づけと その意義

JUAA高等教育のあり方研究会
内部質保証の在り方に関する
調査研究部会(部会長)

早田幸政(中央大学)
(作成日:2015.8.18)

報告骨子

1. 『内部質保証ハンドブック』作成の準備段階での主要論点
2. 「内部質保証」に関するJUAAの理解
3. 平20・12中教審「学士課程答申」と同大学分科会「第1次報告」、
「第2次報告」に見る「内部質保証」体制の在り方
4. 内部質保証、認証評価における日本学術会議「参照基準」の位置づけ
5. 教育プログラムの質向上のための循環サイクルと「内部質保証」体制
6. 学士課程教育の「質的転換」を図るため、「学長のリーダーシップ」を
軸とする「全学的な教学マネジメント」の確立の要請
7. 初中等教育法制、高等教育法制における主要改正事項とその目的・意義
8. 昨今の教育改革、「内部質保証」に関する政府提言
9. 大学改革の系統性の確保と初中等教育改革、大学改革の連関性—むすび—

1. 『内部質保証ハンドブック』作成の準備段階での主要論点

- JUA『内部質保証ハンドブック』の性格と役割について、どう考えるのか。
- 「内部質保証」と「自己点検・評価」の関係性を如何にして明確化させていくのか。
- JUA、中教審答申等及び各大学が「内部質保証」の役割をどのようなものとして理解しているのかを綿密に調査する必要があるのではないか。

2. 「内部質保証」に関するJUAの理解

大学基準10:「内部質保証」

大学は、その理念・目的を実現するために、**教育の質を保証する**制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

大学基準の解説:「内部質保証」

大学の質を保証する第一義的な責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する(**内部質保証**)ための組織を整備するとともに、**内部質保証**に関する方針と手続を明確にする必要がある。また、**内部質保証**システムを十全に機能させるためには、**自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫**を講じるとともに、**自己点検・評価の結果を改善・改革につなげる**ことが重要である。

大学評価ハンドブック:「内部質保証」

「**内部質保証**」とは、PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、**教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明**していく学内の恒常的・継続的プロセスのことをいう。

大学評価ハンドブック:「内部質保証」と「認証評価」の関係性

各大学は「**内部質保証**システム」を構築し、それを十全に機能させていることを客観的に証明し、本協会はその妥当性や適切性を評価する。

3. 平20・12中教審「学士課程答申」と同大学分科会「第1次報告」、「第2次報告」に見る「内部質保証」体制の在り方

第三者評価の視点として、大学で「自己点検・評価などPDCAサイクルが機能し、内部質保証体制が確立」されているかどうか重要(中教審「学士課程答申」)。

・アメリカでは、ア krediteーションに関し、学生の学習到達度等に関する規定が新設。
・「欧州高等教育圏」では、各国の学位制度を共通の枠組みに整理し、質保証基準により、「内部質保証」と「外部質保証」の実施を要請。
・学位の国際的通用性の観点から、諸外国の質保証制度を注視する必要性。
(中教審大学分科会「第1次報告」(平21.6))

・自己点検・評価結果が、教育の質向上に活用される仕組みが「内部質保証」体制。機能的有効性は認証評価が担う。
・「内部質保証」体制では、自己点検・評価を通じ、入学・卒業や教育課程の管理の適切性を確認し、その結果を自己改善に結びつけることが重要。
・評価活動にも参照される基準に関し日本学術会議の分野別質保証に関する検討状況を踏まえる必要性。
(同左「第2次報告」(平21.8))

「内部質保証」体制の特質

- ・学位の質や通用力の保証、学力到達度の評価を重視。
- ・教育の質向上を目的とするPDCAサイクルに支えられた自己評価システム。
- ・教育の分野別質保証を重視。
- ・認証評価(第三者評価)を通じてその有効性の確認。

5

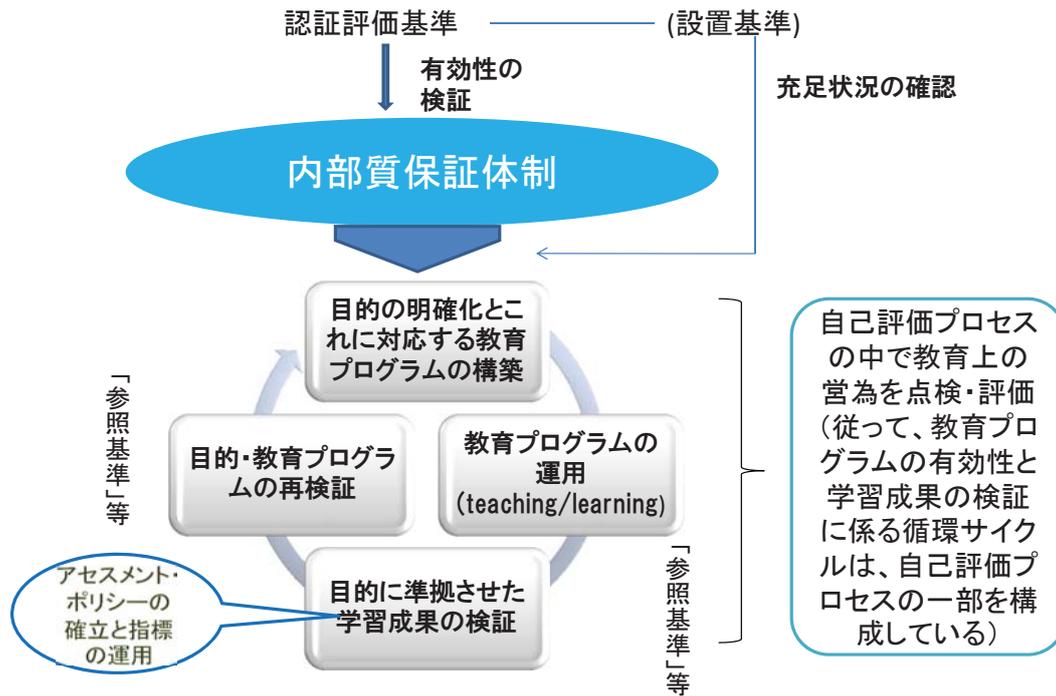
4. 内部質保証、認証評価における日本学術会議「参照基準」の位置づけ

☆日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について(回答)」
(平成22年7月22日)より

- ①各大学においては、教育の質に関する内部質保証として、参照基準も活用して、各分野の教育課程を基本的な単位とする、学習成果の向上を目指した取り組みを行うこと。
- ②認証評価においては、各大学の学習成果を直接評価するのではなく、学習成果の向上を目指した各大学の内部質保証が適切に機能しているかどうかを評価すること(その際、評価負担の問題を考慮すれば、個別の教育課程の評価はサンプル的に行うのが妥当ではないだろうか)。

6

5. 教育プログラムの質向上のための循環サイクルと「内部質保証」体制



7

6. 学士課程教育の「質的転換」を図るため、「学長のリーダーシップ」を軸とする「全学的な教学マネジメント」の確立の要請 [平24・8中教審「質的転換答申」より]

大学	大学支援組織・国
<ul style="list-style-type: none"> ・学長を中心とするチームの下で、プログラムのアウトカムを明示。 ・アウトカムの達成に向けた教員の役割分担を教員間で共有し、組織的な教育を展開。 ・アセスメント・ポリシーに沿った成果評価の結果を受け、プログラムの改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立。 ・成果評価に当たり、学長を中心とするチームは、そこで用いる測定手法を明示。 ・教育プログラムの策定に当たり、個々の授業科目の充実の観点から、授業科目の整理統合の実施と連携の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証評価機関や大学団体等の参画の下、平成26年度から稼働する「大学ポートレート(仮称)」の活用を推進。 ・大学連携法人、学協会等は、学修成果測定手法の研究・開発を推進。 ・日本学術会議「分野別の教育課程編成上の参照基準」の審議の促進。 ・認証評価における、学修成果測定の視点に立脚した全学的な教学マネジメントの下での改革サイクルの確立状況の評価を重視。 ・教学制度の見直しを図るとともに、学修時間の増加・確保や教学上の改革サイクル確立への取り組み状況を斟酌して、公的資金を配分(文科省)。

8

7. 初中等教育法制、高等教育法制における主要改正事項とその目的・意義

<改正事項>

・情報の非対称性を克服するための情報の積極公表
 ・消費者の選好に資するような、自己評価・他者評価の組み合わせによる情報提供

- 学校運営の情報公表
- 大学教育の情報公表
- 学校評価と結果公表
- 大学評価(認証評価を含む)と結果公表
- 学校選択制
- 株式会社立教育機関の参入

・消費者主権・住民主権に基づく保護者・地域住民等の学校・大学運営への参加

- 学校評議員制度
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)
- 学校関係者評価
- 国立大学運営への外部者参加

・校長・学長のリーダーシップの確立と学校・大学マネジメント改革

- 民間人校長制
- 「職員会議」法定化
- 教授会権限の限定化

9

8. 昨今の教育改革、「内部質保証」に関する政府提言

平26・12中教審「高大接続答申」

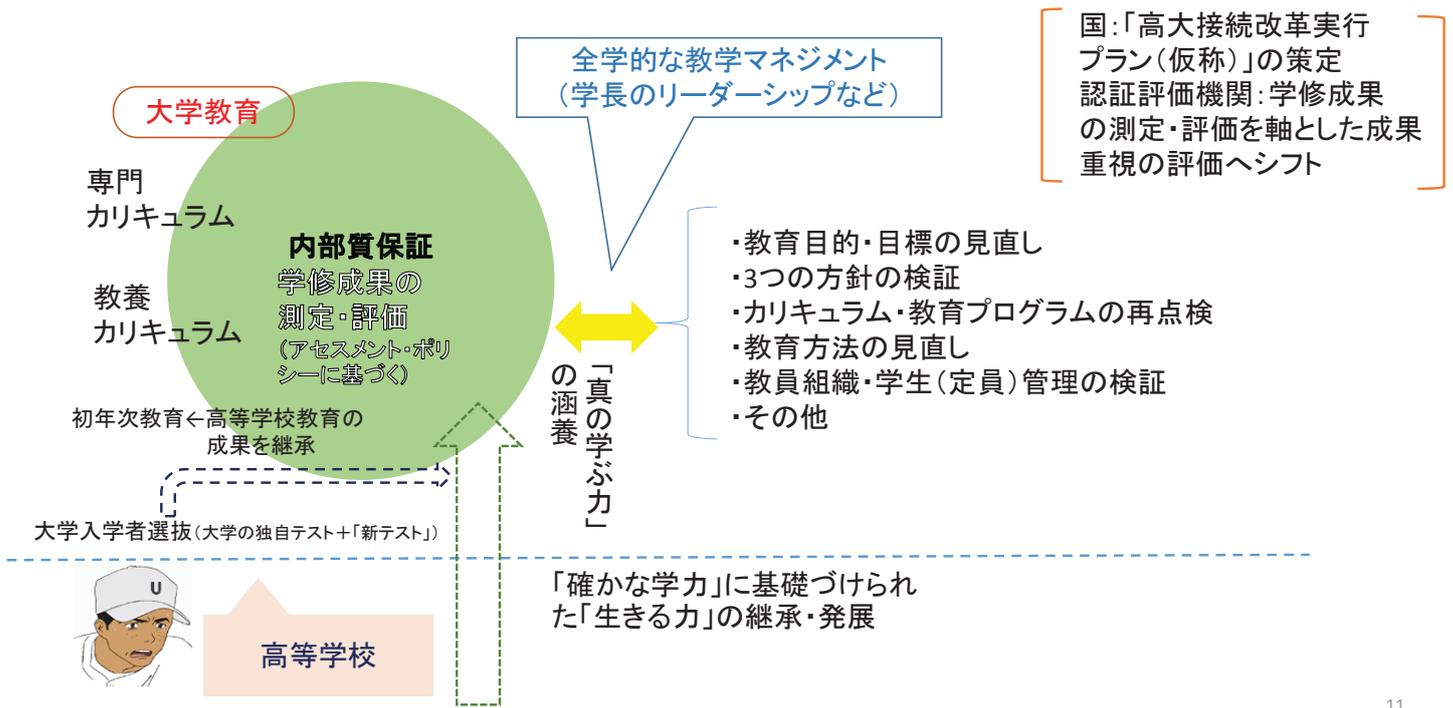
- ・各大学に対しては、学生の学修成果の把握・評価を推進し、教育の質的転換を図るため、個々の授業科目を超えた全学的なカリキュラムマネジメントを確立するよう要請。
- ・認証評価機関に対しては、教育の外形を中心とした現在の評価法を改め、学生の学修成果や大学自身の成果把握とその転換への取り組みとしての「内部質保証」に対する評価へと改善するよう要請。

教育再生実行会議提言

- ・「真の学ぶ力」の涵養に向け、初中等教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革が必要(平27・7第8次提言)。
- ・初中等から大学までを通じ課題解決型授業へと革新し、学びの質を高める(平27・5第7次提言)。
- ・縦割りの学部・学科組織を見直し、学生の学修成果を踏まえ、教育改善のための全学的なマネジメントを確立(第7次提言)。

10

9. 大学改革の系統性の確保と初中等教育改革、大学改革の連結性 —むすび—



内部質保証の取組に関するアンケート 調査の概要

2015年9月16日
<JUAA大学評価シンポジウム>
パネルディスカッション「今、内部質保証を考える」

高田 英一
九州大学大学評価情報室 准教授



1

報告の構成

- スタンス
 - 『内部質保証ハンドブック』に対して、どのような立場から、どのような考え方で関与したか
- 第2回内部質保証の実態に関するアンケートの概要
 - 個別の取組の実施・改善への寄与を調査
- 所見

1. スタンス

➤ 現在の所属・職務

- 九州大学 大学評価情報室
- 大学評価・IRの実務を担当
 - ✓ データ収集、管理、分析業務
 - ✓ 学内における内部質保証の実質化

➤ 『ハンドブック』に対するスタンス

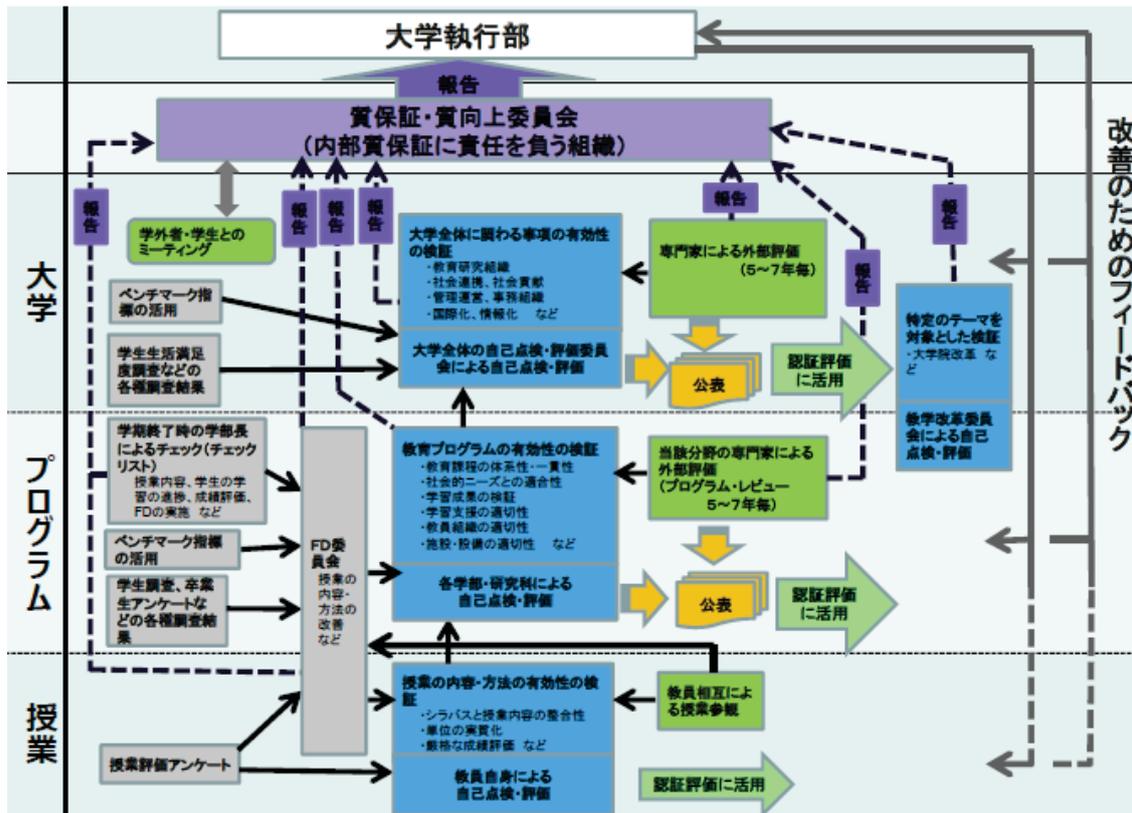
- 大学評価の実務者として、内部質保証の事例への関心
- IRの実務者として、IRの活用の有無

2. 内部質保証の実態に関するアンケート概要

➤ 第2回アンケート調査

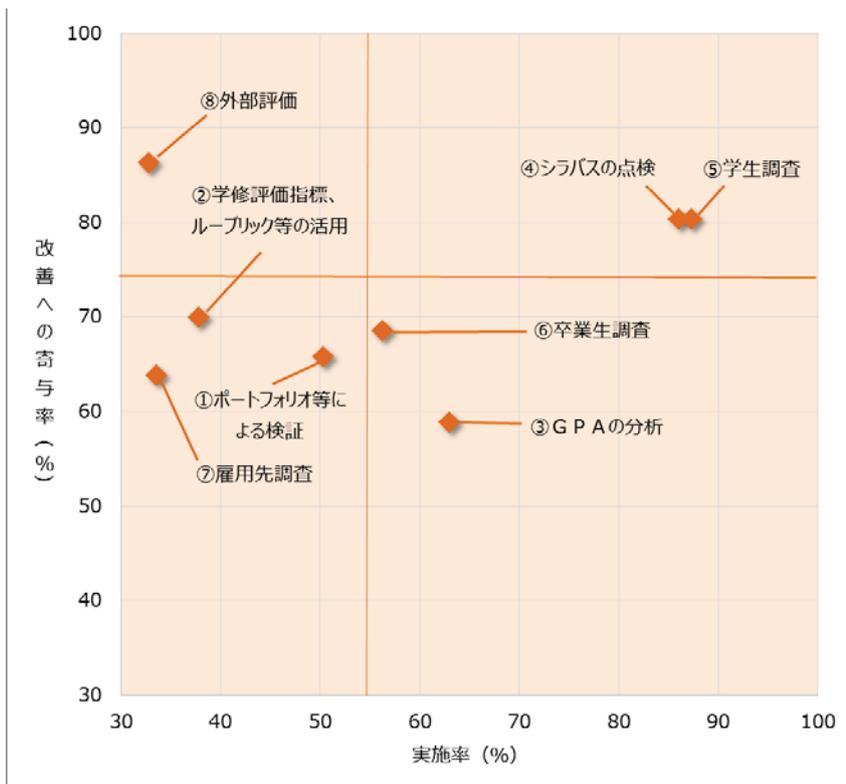
- ✓ 学士課程における学習成果の検証のための改善に向けた個別の取組を対象
 - 内部質保証システム体系図(次頁)の3つのレベルごと
 - ✓ 教育プログラム(学位を授与するために組織された教育課程)、個々の授業の内容・方法レベル、機関(大学全体)レベル
 - 個別の取組
 - ✓ 但し、内部質保証の効果を上げるためには、個別の取組・評価ツールは、大学のミッション等に絡めて導入する必要
- ✓ 取組の実施率・改善への寄与を調査
 - 改善への寄与
 - ✓ 評価対応の自己目的化のおそれ
 - ✓ 改善に寄与しなければ、教職員の負担だけが増加、ひいては、質の劣化のおそれ

(参考)内部質保証システム体系図<例>



出典)「内部質保証システムについて」公益財団法人大学基準協会大学評価・研究部
大学評価実務説明会 2013(平成25)年4月17日・23日・26日

➤ 調査結果の概要(教育プログラムの検証(全体))

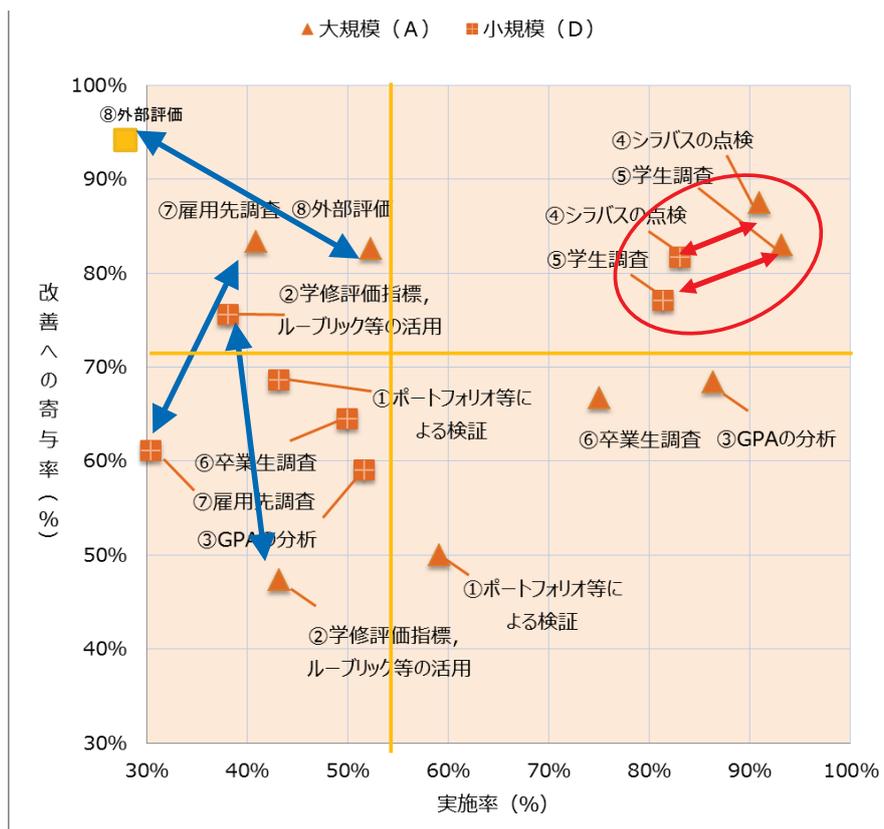


出典)高等教育のあり方研究会・内部質保証のあり方に関する調査研究部会『内部質保証ハンドブック』公益財団法人大学基準協会、33頁

➤ 調査結果の概要(教育プログラムの検証(全体))

- 図の見方
 - ✓ 横軸が実施率、縦軸が改善への寄与率
 - ✓ 補助線として、実施率・改善への寄与率の平均(相対的だが、4象限に分ける)
- 実施率
 - ✓ ④シラバスの点検、⑤学生調査、③GPAの分析
- 改善への寄与率
 - ✓ ⑧専門家による外部評価、④シラバスの点検、⑤学生調査
- まとめ
 - ✓ ⑤学生調査、④シラバスの点検はいずれも高い
 - ✓ ⑧専門家による外部評価は、実施少だが改善に高い効果
 - ✓ ③GPAの分析は、現時点では、改善に結びつき難い

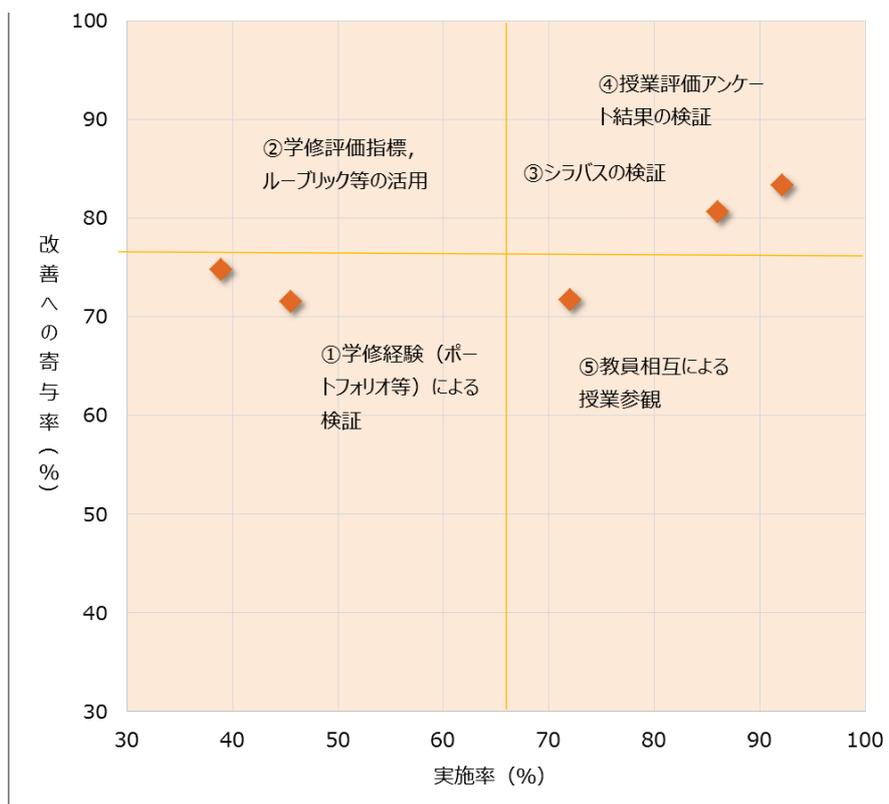
➤ 調査結果の概要(教育プログラムの検証(規模別))



➤ 調査結果の概要(教育プログラムの検証(規模別))

- 規模別の比較
 - ✓ 大規模: 8学部以上
 - ✓ 小規模: 単科大学
- 実施率
 - ✓ 大規模: ⑤学生調査、④シラバスの点検、③GPAの分析
 - ✓ 小規模: ④シラバスの点検、⑤学生調査、③GPAの分析
- 改善への寄与率
 - ✓ 大規模: ④シラバスの点検、⑦雇用先調査、⑤学生調査
 - ✓ 小規模: ⑧専門家による外部評価、④シラバスの点検、⑤学生調査
- まとめ
 - ✓ ⑤学生調査、④シラバスの点検は、大規模・小規模とも、実施率・改善への寄与率が高い
 - ✓ 規模別による改善への寄与率の違い
 - 大規模高、小規模低: ⑦雇用先調査
 - 大規模低、小規模高: ②学修評価指標・ルーブリック、⑧専門家による外部評価

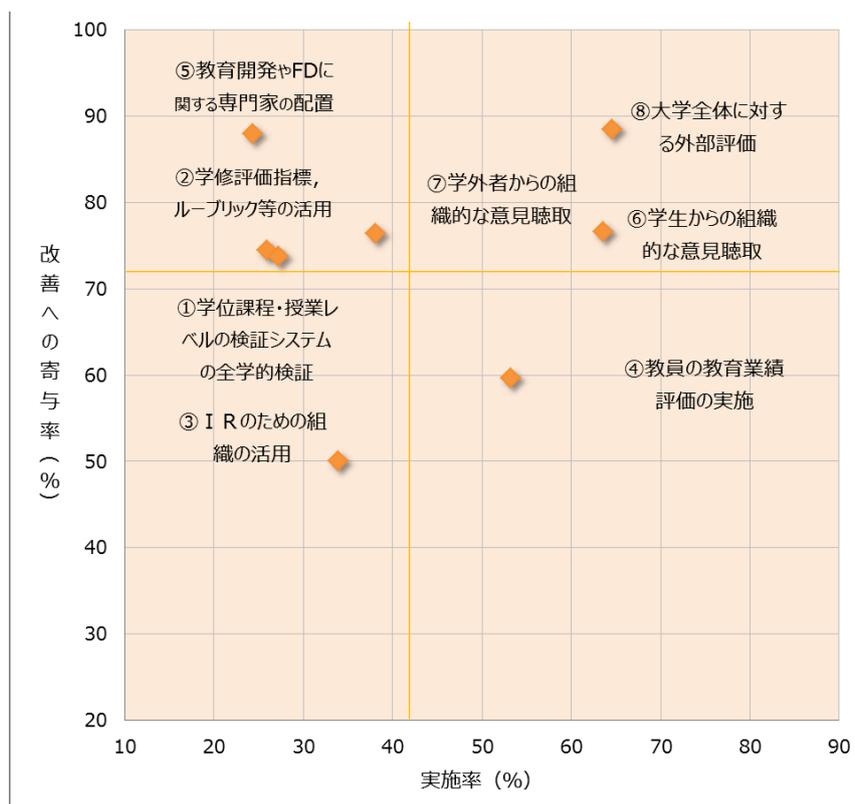
➤ 調査結果の概要(個々の授業内容・方法の検証(全体))



➤ 調査結果の概要(個々の授業内容・方法の検証(全体))

- 実施率
 - ✓④授業評価アンケート結果の検証、③シラバスの点検、⑤教員相互による授業参観
- 改善への寄与率
 - ✓④授業評価アンケート結果の検証、③シラバスの点検、②学修評価の観点や基準の設定・活用
 - ✓いずれも70%以上の高い寄与率
- まとめ
 - ✓④授業評価アンケート、③シラバスの検証はいずれも高い

➤ 調査結果の概要(学士課程教育の全学的検証(全体))



出典)高等教育のあり方研究会・内部質保証のあり方に関する調査研究部会『内部質保証ハンドブック』公益財団法人大学基準協会、43頁

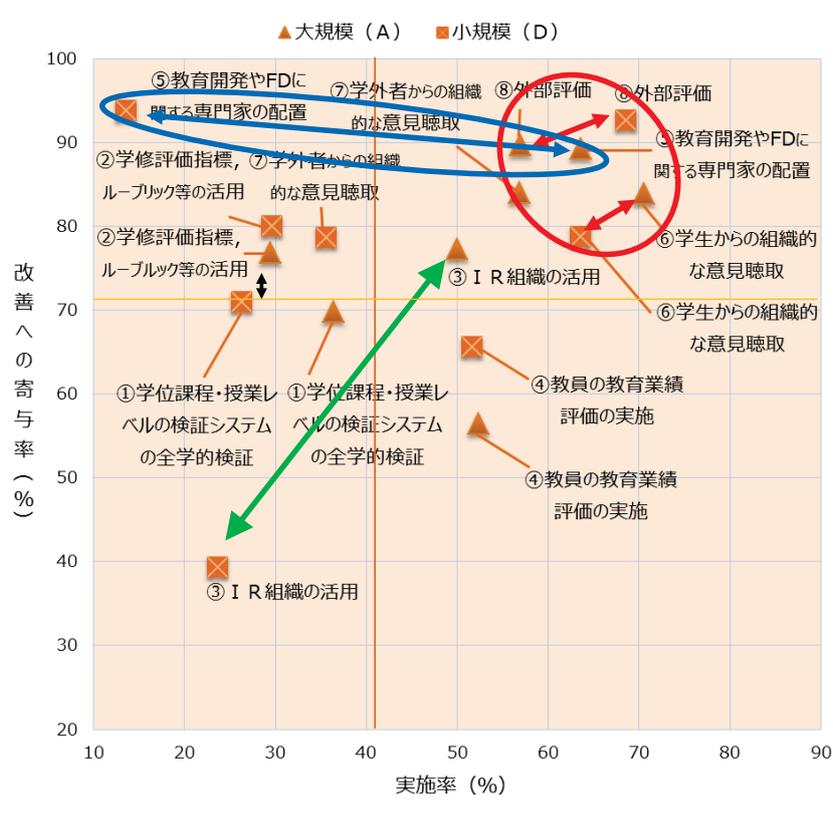
➤ 調査結果の概要(学士課程教育の全学的検証(全体))

- 実施率
 - ✓ ⑥学生からの組織的な意見聴取、⑧大学全体に対する外部評価、④教員を対象とした教育業績評価の実施
- 改善への寄与率
 - ✓ ⑧大学全体に対する外部評価、⑤教育開発やFDに関する専門家の配置、⑥学生からの組織的な意見聴取

➤ まとめ

- ✓ ⑧大学全体に対する外部評価、⑥学生からの組織的な意見聴取は、実施・改善の寄与とも高い
- ✓ ⑤教育開発やFDに関する専門家の配置は、実施は少ないが、改善への寄与が高い
- ✓ ④教員の教育業績評価は、実施多いが、改善に結びついていない
- ✓ ③IRのための組織の活用はいずれも低い
 - 実施のためには、組織整備の必要
 - 改善への活用のためには、明確な目的設定の必要

➤ 調査結果の概要(学士課程教育の全学的検証(規模別))



出典)高等教育のあり方研究会・内部質保証のあり方に関する調査研究部会『内部質保証ハンドブック』公益財団法人大学基準協会、43頁

➤ 調査結果の概要(学士課程教育の全学的検証(規模別))

• 実施率

- ✓ 大規模: ⑥学生からの組織的な意見聴取、⑧大学全体に対する外部評価、⑤教育開発やFDに関する専門家の配置
- ✓ 小規模: ⑧大学全体に対する外部評価、⑥学生からの組織的な意見聴取、④教員の教育業績評価

• 改善への寄与率

- ✓ 大規模: ⑧大学全体に対する外部評価、⑤教育開発やFDに関する専門家の配置、⑥学生からの組織的な意見聴取、⑦学外者からの組織的な意見聴取
- ✓ 小規模: ⑤教育開発やFDに関する専門家の配置、⑧大学全体に対する外部評価、②学修評価指標・ルーブリック等の活用、⑥学生からの組織的な意見聴取

• まとめ

- ✓ 大規模・小規模とも、⑧大学全体に対する外部評価、⑥学生からの組織的な意見聴取は、実施率・改善への寄与率とも高い
- ✓ ⑤教育開発やFDに関する専門家の配置は、改善への寄与率が高いが、規模により、実施に差
- ✓ ③IRの活用は、規模により、実施・改善への寄与率に大きな違い

➤ 調査結果のまとめ(全体)

• アンケート結果の概要

✓ 実施率

- 規模により、実施に差
 - ✓ 教育開発・FD等の専門家の配置、専門家による外部評価は、改善効果が高いが、実施少

✓ 改善への寄与率

- 規模に関わりなく有効な個別の取組
 - ✓ シラバスの検証
 - ✓ 外部者(学生を含む)、専門家の評価

✓ IRの活用の難しさ

- データによる全体俯瞰の機能は重要
- 目的・課題の明確化等の条件

• 留意点

- ✓ 個別の取組は、全体的な教育システムの中に埋め込まれる必要
 - 各大学の教育改善のストーリーとの整合性、ロジックの一貫性

3. 所見

➤ アンケート結果の活用の可能性(私見)

- シラバスの検証
 - ✓ 教育目的とAP、CP、DPの整合性の確認が前提
 - ✓ CPとの整合性 等
- IRの活用
 - ✓ データによる学習の全体の状況(特に、学習成果)の分析・把握
 - 学生調査の実施
 - ✓ 教育目的等の達成度の検証
- 外部専門家による検証
 - ✓ 上記検証結果、データ

➤ 大学基準協会に対する希望

- 共有データベースの構築
 - ✓ エビデンスに基づく評価の推進
 - ✓ ベンチマークの推進
 - 課題・特徴発見のための分析には、他大学との比較が必要
 - 大学間連携の推進

大学の教職員に対する提言 ～「内部質保証」をどう捉え、 どう取り組むか～

大森 不二雄

(首都大学東京 大学教育センター)

JUAA 大学評価シンポジウム
パネルディスカッション:「今、内部質保証を考える」
2015年9月16日

『内部質保証ハンドブック』

第3章第2節

pp.91-102

内部質保証体制の運用 の在り方 (提言2)

第1章及び第2章並びに本章第1節を踏まえ、本節では、大学の教職員に対し、「内部質保証」をどう捉え、どう取り組んでいただくことが望ましいか、できるだけ分かりやすく、率直な語り口で、提言を行いたいと思います。

我が国では、「内部質保証」の重視が謳われるようになったものの、この概念への本質的な理解が進まないまま、大学は文部科学省や認証評価機関に求められた「業務」として「対応」する傾向にあると言えます。このような現状のまま、内部質保証のノウハウやツールだけに着目しても、望ましい結果をもたらしません。本節は、大学への提言として、内部質保証は、外部から要求された付加的業務ではなく、大学教育が本来の使命を果たすための営みそのものであることを理解いただくことを目指しています。

以下の提言は、総じて、内部質保証が意義の実感できない業務負担に堕してしまうことなく、大学教育と学生の学びを実質化していくプロセスとして機能するにはどうしたらよいか、という課題認識で首尾一貫しています。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

3

<1> 内部質保証は、認証評価への対応ではなく、貴学の「学生の学修成果」を向上させたいとの「教職員の願い」を出発点とすることが大切です。 pp.91-93

国内外を問わず、内部質保証に成功している大学は、たとえ当該大学が内部質保証という言葉を使っていなくとも、例外なく自学の学生の学習の充実と「学修成果」の向上を目的として、様々な教育改善のための仕組みを整備し、創意工夫を活かした教育実践に取り組んでいると言えます。そうしたグッド・プラクティスは、決して認証評価その他の大学評価への対応を自己目的化した業務の取組みではありません。

貴学のほとんどの教員・職員が貴学の学生に有意義な学びを達成してほしいと願っていることと思います。その願いの共有こそ、貴学の内部質保証の取組みの出発点とすることが大切です。

その願いの実現のためには、学生の学習を質・量両面で充実しなければなりません。・・・「質的転換答申」・・・が、受動的な受講から能動的な学修(アクティブ・ラーニング)への質的転換を掲げ、そのための要件として学生の学修時間の増加・確保を求めたのは、そうした課題認識があったからです。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

4

＜2＞ 内部質保証は、自己点検・評価の別名ではなく、「学位プログラム」の設計・管理・評価・改善のPDCAサイクル全体の営みであるとの理解を共有しましょう。

pp.93-94

我が国の大学教育の質保証にとって、時代を画する政策文書は、…学士課程答申…です。…「3つの方針(ポリシー)」の明示を求めるとともに、…学修成果に関する参考指針として「学士力」を示すなど、…改革を迫りました。また、「内部質保証」という用語が国の政策文書に初登場したのも、この学士課程答申においてでした。これは偶然ではありません。

「3つのポリシー」の策定が目指すものは、世界的趨勢ともいえる学修成果に基づく「学位プログラム」の体系化によって大学教育の質を保証することです。学位プログラムの「体系化」とは、意図する学修成果を生み出せるよう、プログラムの構成要素である教育課程、教授・学習活動、成績評価等を相互に整合させ、系統的に統合することです。…換言すれば、学位プログラムの体系的構築は、内部質保証の根幹をなすものとも言えます。

学位プログラムの自己点検・評価は、それ以前にプログラムの設計・構築及び実施・管理を必要とします。そして、自己点検・評価で終わるのではなく、改善・改革に結び付かなければなりません。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori 5

＜3＞ 「評価」の前に「設計」及び「管理」が内部質保証にとって極めて重要です。

pp.94-95

第2章で紹介したアンケート調査結果の考察から、多くの大学において内部質保証が自己点検・評価の別名であるかのように捉えられている傾向が窺えます。しかし、ここで強調すべき点は、「評価」以前に、学位プログラムの「設計」(デザイン)こそが内部質保証の起点となり、「管理」(マネジメント)が適切に行われなければならないということです。…既設プログラムであっても、以下に述べる「設計」の観点から見直すことによって、プログラムの改編が必要になる場合があります。

3つのポリシーとは、煎じ詰めれば、入口としてどこのどのような人々を対象とし(AP)、出口として社会・経済においてどのような役割・職務を担う人材に育成するため、どのような知識・能力等を獲得してもらおうべく(DP)、どのような内容・方法の教育を行うか(CP)、という首尾一貫したロジックで統合された「筋の良い」プログラムをデザインするためのものです。

設計された学位プログラムが絵に描いた餅に終わらないためには、プログラムを適切に実施するマネジメントすなわち「管理」が大切です。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori 6

＜4＞ 全学のみならず学部・研究科等においても「**教学マネジメント**」とガバナンスを確立することが肝要です。 pp.96-97

質的転換答申では、・・・「プログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る」(同答申p.20)と述べるとともに、「各認証評価機関の内部質保証を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価」(同答申p.22)を要求しています。「学修成果」、「学位プログラム」、「教学マネジメント」、「内部質保証」という4つの概念の強い関連性を示しています。

また、両答申からは、「学部・学科等の縦割りの教学経営」から「全学的な教学マネジメントの確立」へという課題認識も看取できます。・・・この問題意識自体は、正鵠を得ている面があります。しかし、多くの大学において学位プログラムを担う主体が学部・学科等であるという現実には照らせば、全学レベルのみならず、学部・研究科等及び学科・専攻等のレベルにおいても、「教学マネジメント」と「ガバナンス」の確立が必要であることは論を俟ちません。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

7

＜5＞ 全学レベル(マクロ)、プログラムレベル(ミドル)、**授業レベル(ミクロ)**をリンクさせましょう。 pp.97-98

大学執行部、学位プログラム及びその担い手たる学部・研究科等、個々の教員が担う授業科目、これら3つのレベルが相互にリンクされなければ、教育の内部質保証は絵に描いた餅となります。

リンクを実現するための実効性のある具体策の一つは、シラバス改善の組織的取組みではないかと考えられます。・・・学部・研究科等は、・・・学位プログラムにおける当該科目の役割に照らして、シラバスの記載内容を点検し、必要な修正を求めることができます。・・・これは、単なるシラバスという文書の修正ではなく、授業実践・・・そのものの修正を意味します。

シラバスにおいて、教員は・・・授業時間外の学習を促すよう工夫し、大学や学部・研究科等は授業外学習について記載を求めることが可能です。さらに、教員は授業方法が学生の能動的学修・・・を促すよう工夫し、大学や学部・研究科等は授業方法の特色について明記を求めることが可能です。

学修成果に基づく授業デザインのツールとして、シラバスは大きな可能性を持っているはずで

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

8

<6> 評価ツールその他の小道具よりも、全体としてのロジックとストーリーが大切であり、貴学独自の質保証の物語を考えてみて下さい。 pp.98-100

学生の学習状況の調査、学習到達度のアセスメント・テスト、ルーブリック、ポートフォリオ等の評価ツール、並びに、CAP制、ナンバリング等の小道具は、それぞれ有用・有益であることは間違いありません。しかし、個々のツールや小道具の幾つかを脈絡もなく導入さえすれば、内部質保証が実現するというものではありません。

内部質保証の仕組み・プロセスは、貴学ならではの物語(ストーリー)として語り得るものでなければなりません。本学では、このような仕組みをこのように動かすことによって、学生の学習を充実させ、学修成果を向上させています、という首尾一貫したストーリーです。

ある大学では、教育について高い目標を掲げ、手厚い学習支援体制及び自学自習環境、・・・プロジェクト学習等の具体的な取組みがシステムティックに究極の目標に向けて組織化されています。ポートフォリオシステムという評価ツールも、そうした全体的な教育システムの中に自然な形で埋め込まれているからこそ、大きな意味を持つのです。 2015年9月16日 Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

学士課程答申及び質的転換答申が求める貴学独自の質保証ストーリー

<6>より p.99

2つの答申からの最重要のメッセージをあえて要約すれば、・・・学生が卒業後の社会で求められる知識・能力等を期待される学修成果として特定し、そうした学修成果を生み出せるよう、教育課程、教授・学習活動、成績評価等を見直し、必要な修正・改善を加え、学位プログラムとして構築し直すこと、教授・学習活動においては学修時間の増加や能動的学修への転換を重視すること、学位プログラムの設計・実施・評価・改善のPDCAサイクルを不断に機能させること、これらを可能にする全学及び学部等の教学マネジメントとガバナンスを確立すること、以上のような全体として首尾一貫したロジックに貫かれた教育改善・改革の仕組みとプロセスでしょう。

このような骨太のロジックを有する仕組み・プロセスは、・・・大学の多様性を踏まえると、各大学の個性を無視した画一的なやり方では実現しません。・・・貴学のミッション、学生層、教育研究の個性等を活かし得る継続的な自己改善の仕組み・プロセスを自ら考え抜いて、構築していただくほかありません。

＜7＞ 内部質保証は、教員や教育組織を活性化し、教育におけるイノベーションを促進するものでなければなりません。 pp.100-101

大学教育の質保証の取組みが消極的なコンプライアンス(規範遵守)にとどまっているといった批判的分析は、例えば英国のような質保証の先進国においても見られます。内部質保証の誤った解釈により、機械的なチェックリスト方式で手続・基準の遵守状況を点検する等の官僚主義的なルールへの同調と同一視され、創造性や変化への感応の妨げとなってしまうようにしなければなりません。

むしろ逆に、内部質保証は、各大学の個性・特色を活かした教育のイノベーションを促進する積極的な性格のものになるべきです。そのためには、学部・研究科等の教育組織や個々の教職員の新たな試みへのチャレンジを後押しするような前向き志向と柔軟性が重要です。言い換えれば、各大学が学内において涵養すべき質の文化は、減点主義ではなく、加点主義を基本とすべきです。…そうした前向き志向の内部質保証を機能させる教学マネジメントは、「変革のマネジメント」であるとも言えます。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

11

＜8＞ 個々の教員の授業と学生の学習の営みにインパクトを及ぼし、学修成果志向の教育を実質化させることこそ、内部質保証の究極の目的です。 pp.101-102

大学においては、教育改善や質保証のための取組みが全学執行部レベルの名目的なポリシーにとどまってしまう、学部・研究科等の教育組織の営みや一般教員の意識・実践に実質的なインパクトをもたらしていないケースが往々にして見られます。これは、質保証がコンプライアンスにとどまり、学修成果に直接結び付く教授・学習過程にインパクトをもたらすに至っていない、すなわち、実質化していないということを意味します。

例えば、…「学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」に基づいてカリキュラムを設計し直すのではなく、逆に従来からのカリキュラムに合うようにこれらの方針を策定するペーパーワークとして処理されてきた現実もあるのではないのでしょうか。

上記の＜1＞で述べた通り、内部質保証の究極の目的は、学生の学習の充実と学修成果の向上です。…肝心かなめのこのことが手続論・技術論の中で見失われてはなりません。学修成果志向の教育の実質化こそ、内部質保証の原点です。

2015年9月16日 102

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

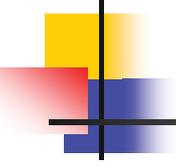
12

内部質保証に関する 補論

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

13



内部質保証の概念を 日本で最初に使用!?

管見の限り、日本で最初に**内部質保証**の概念を学術論文で使用したのは、大森である。英国ノッティンガム大学及び豪州モナシュ大学のマレーシア校の事例分析において、「**教学面**については、基本的に大学本校がコントロールし、カリキュラム、試験、教員等の面で、**内的質保証**を図り、出自国の大学としての特性を保持しようと努めている」ことを明らかにした(大森 2005, p.173)。

大森不二雄, 2005, 「国境を越える高等教育に見るグローバル化と国家—英国及び豪州の大学の海外進出の事例分析」『高等教育研究』第8集, 157-181頁。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

14

「内部質保証」を広義に捉える

- 大森(2005)の用いた「内的質保証」(執筆当時, “internal quality assurance”の定訳は未だ無かった)は、カリキュラム、試験、教員等の教学マネジメントを通じて教育の質を確保することを意味している。
- このように、「内部質保証」について、「自己点検・評価」にとどまらず、「教学マネジメント」を包含する広義の概念と捉えれば、両者の関連性が明確に見えてくる。
- 質保証の先進国と言われる英国では、「内部質保証」は、「自己点検・評価」より広義の概念であり、日本でいう「教学マネジメント」を包含する概念であると言ってよい。

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

15

「内部質保証」と「教学マネジメント」

- 日本の高等教育政策においては、学位プログラム等を担う全学的な「**教学マネジメント**」の確立が課題とされ、認証評価では大学自身の責任で行う自己点検・評価による「**内部質保証**」の重視が謳われる。だが、各大学では、両概念の理解が進まないまま、それぞれ教育／評価業務として、別個の対応が行われる傾向にある。
- 一方、質保証の先進国と言われる英国では、**内部質保証**は、**教学マネジメント**を包含する概念として確立し、全国的な制度として、また各大学の学内システムとしても、定着している(ただし、必ずしも教員・学生の教授・学習に結び付いていないとの指摘もある。)

参考文献: 大森不二雄, 2014, 「教学マネジメントをめぐると英の政策動向—『経営』は『質保証』をもたらすか」『高等教育研究』第17集, pp.9-30.

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

16

「英国高等教育質規範」(UK Quality Code for Higher Education)

B部: アカデミックな質の保証及び向上

(内部質保証の観点からの教学マネジメントのグッド・プラクティスの指針)

Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)

- 第1章: プログラムの設計、開発及び承認
- 第2章: 高等教育への募集、選抜、入学
- 第3章: 学習及び教授
- 第4章: 学生の成長及び学業に対する支援
- 第5章: 学生のエンゲージメント
- 第6章: 学生の成績評価及び入学前既修学習の履修認定
- 第7章: 外部試験員制度
- 第8章: プログラムの監視及び見直し
- 第9章: 教育に関する嘆願と学生からの苦情
- 第10章: 他機関との提携による教育提供の管理
- 第11章: 大学院研究学位プログラム

2015年9月16日

Copyright (C) 2015 Fujio Ohmori

17

【閉会挨拶】

鬼頭 宏

大学基準協会評議員
静岡県立大学学長

司会 それでは、最後になります。大学基準協会の評議員で、静岡県立大学の鬼頭宏学長より、閉会のご挨拶がございます。

それでは、鬼頭先生、お願いいたします。

鬼頭 本日は平成 27 年度大学基準協会の大学評価シンポジウムにお集まりいただきまして、どうもご苦労さまでございます。

本日のテーマは内部質保証ということでございまして、私もこの 4 月から学長という仕事についてばかりですので、自己点検と外部評価ということに加えて、また内部質保証と、どのように行ったら良いのか、きょうは何を聞いて帰れば良いのかと、本当にわかりませんでした。

ただ、自慢ではないと言いつつも紹介していただきました大森先生の最後の部分が非常に私には参考になったと思います。

どういうことか、ここに引用させていただきます。マレーシアの学校の話です。内的質保証を図り、出自国の大学としての特性を保持しようと努めているということを明らかにしたということで、何かのシステムや評価の仕方ではなく、そのプロセスを大事にする、そのメカニズムをつくっていくことが大事なのだということがよくわかりました。

また、村田同志社大学の学長先生、ほか何人かのパネリストの先生からお話がありましたが、物語、ストーリーということをおっしゃいました。これと、最後の内的質保証というご説明とだんだん結びついてまいりまして、少し理解できたような気がします。

慶應義塾をつくりました福沢諭吉は、慶應義塾を単なる一つの学術の府として機能させるだけではなくて、「気品の泉源、智徳の模範」ということを大学の目標に掲げた。これはまさにポリシーですね。

このように一体化していくということ、そしてそれに合っているかを評価していくということが、その学校を評価していくことにつながるだろうと思います。

そういう点で、私は私学を大変うらやましく思っております。私も 55 年間、生徒、学生として、そして教員として私学に奉職してまいりました。現在は公立大学、県立大学で学長を勤めておりますが、大スポンサーである知事や議会からの評価というか要望が非常に大きい。

大学独自のものをなかなか出していきづらい面もあるかと思えます。今大変悩んでいるところでございますが、ちょうど学部改革ということも仕事の一つになっておりますので、これからもき

ようのご説明をさらに深く勉強しながら進めていきたいと思います。

また、最後にご提案がありましたが、職員の方々は教員と一緒に大学を支えていく、学生をサポートする、あるいは教員をサポートする、非常に大事な存在でございます。単なる事務処理や管理ということだけではなくて、やはり物語をつくっていく、あるいは支えていくという上で、一体になっていただきたいと願っております。

私も大学に戻りましたら、そのように職員の方々にはお伝えしたいと思っております。

それぞれの大学のさらなるご発展を祈念しております。どうもきょうはお疲れさまでございました。

司会 鬼頭先生、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして大学基準協会平成 27 年度大学評価シンポジウムを終わらせていただきます。長時間ご参加いただきましてありがとうございました。

